

第四十六回国会 衆議院 石炭対策特別委員会 議録 第七号

昭和三十三年三月十一日(水曜日) 午前十時三十分開議

出席委員

委員長 中村 寅太郎

理事 喜一君 理事 始関 伊平君

理事 中川 俊忠君 理事 多賀谷眞裕君

理事 滝井 義高君 理事 中村 重光君

大坪 保雄君 木村 守江君

澁谷 直藏君 壽原 正一君

田中 六助君 野見山清造君

三原 朝雄君 井手 以誠君

細谷 治嘉君 八木 昇君

伊藤卯四郎君

出席政府委員

通商産業事務官 新井 眞一君

(石炭局長)

委員外の出席者

通商産業事務官 佐成 重範君

(石炭局長)

九州鉱害復旧事業団理事長 天日 光一君

鉱害賠償基金理事長 三村 保君

(福岡県鉱害対策委員会会長)

(福岡県鉱害対策委員会会長)

(福岡県鉱害対策委員会会長)

(福岡県鉱害対策委員会会長)

(佐賀県鉱害対策委員会会長)

(佐賀県鉱害対策委員会会長)

(佐賀県鉱害対策委員会会長)

(佐賀県鉱害対策委員会会長)

(佐賀県鉱害対策委員会会長)

(佐賀県鉱害対策委員会会長)

(佐賀県鉱害対策委員会会長)

(佐賀県鉱害対策委員会会長)

(佐賀県鉱害対策委員会会長)

(佐賀県鉱害対策委員会会長)

(佐賀県鉱害対策委員会会長)

(佐賀県鉱害対策委員会会長)

(佐賀県鉱害対策委員会会長)

(佐賀県鉱害対策委員会会長)

(佐賀県鉱害対策委員会会長)

参考人 柴田 文雄君 (福岡県総務部 鉱害課長)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

参考人 村坂 頼君 (全国鉱業市町村連合会理事)

部を改正する法律案を議題として審査を行ないます。本日、特に本案の審査のため参考人として、九州鉱害復旧事業団理事長で鉱害賠償基金理事長の天日光一君、福岡県総務部鉱害課長の柴田文雄君、福岡県鉱害対策被害者組合連合会会長の三村保君、福岡県鉱害被害者組合連合会会長石川八郎君、佐賀県鉱害被害者組合連合会理事の梅崎事一君、佐賀県江北町鉱害被害者組合副組合長の百崎晴雄君の御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多用にもかかわらず遠路わざわざ御出席をいただき、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。御承知のとおり本委員会におきましては、たゞいま石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案の審査をいたしておりますが、本案に関連してこの際鉱害問題についてそれぞれ御意見を拝聴し、もって本案審査の参考にいたしたいと存じますので、各位にはそれぞれのお立場から鉱害全般について忌憚のない御意見を述べたいと存じます。

参考人各位には最初一人十分程度御意見を述べたいと存じます。また委員の質疑に応じていただきたいと存じます。

それでは天日参考人からお願いたします。天日光一君。○天日参考人 たいま委員長殿から御指名がございました天日光一でございますが、委員長お示しのごとく、一方におきまして特殊法人でありますところの鉱害賠償基金の理事長を命ぜられております。また、かねて九州鉱害復旧事業団の理事長もいたしてございす関係上、両方の立場から申し上げたいと思っております。

すでに皆さん方御承知のことではございますけれども、御質問をいただくと前にごく簡単に概略の状況からまずお聞きいただきたいと思っております。きわめて簡略に申し上げますので、あるいはことばが足りない点があるかと思っておりますけれども、御了承いただきたいと思っております。

まず、ただいまお示しのごとく、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の御審議をお願いしております関係上、この賠償担保等の関係のほうの基金の点について概略先に申し上げます。これはすでに関係のお役所のほうからも御説明をお聞き及びなっておりますと思っておりますけれども、担当の理事者として、ごくかいつまんで申し上げます。

業法によりまして各地の法務局に供託されておりましたところのいわゆる供託金、これの取り戻し事務に鋭意努力いたしましたのでありまして、供託金はなおおねお役所の想定に近いところの五億円の程度をいただいたところを取り戻してあります。しかしながら、なお若干取り戻し未了の分があることを申し上げねばなりません。その理由といたしましては、何ぶんにも古きは二十年も以前にさかのぼったものもございすし、また北海道を除きまして全国各地に広がってございす問題でありますので、中には関係書類の焼失等々の関係からいたしまして、各地の供託局の書類と必ずしも直らにつき合わせ符合がいたさぬ部分等もございすし、またそれぞれ誤記等の事情もございすので、目下そのほうの整理を急いでおるわけでございます。

それから第三点といたしましては、御承知のごとく法律に基づきまして、新たに鉱業権者または租鉱権者の方面から積み立て金を受け入れておるわけでございます。これは当初の政府の御計算によりまして、三十八年度は何ぶんにも発足いたしましたのが七月でございまして、全年間、すなわち十二カ月ないわけでございますので、三十八年度といたしましてはおおむね三億八千万円の子測が立っておったのでございす。ただいまのところ約一億五千万円程度を受け入れております。その数字の差と申しますのは、これは御承知の方が多いかと思っております。

また法律の規定に基づきまして、鉱

るけれども、法律の規定によりまして積み立て金は分割納付が許されておるものでございまして、炭鉱の事情によりまして分割納付の願ひ出を關係のお役所へ出された向きがありまして、許可になっておりますのが相当多いために、今後これから収入いたすべきものが相当あるわけでありまして、さうな状態でございます。

それから一方、業務の他の大きな面でございます貸し出し業務でございますが、これはせつかくかような法人が設立され、特にその使命を負わされた趣旨にかんがみまして、昨年十二月までに大部分の調査を完了いたしました、十二月中に約五億円近い金額を貸し出したのであります。その後さらに年が明け本年に入りましてからも、なお適格なものには貸し出しをいたしました、ただいまのところ貸し出しの合計額はなお五億八千万円ほどに相なっております。また、現に貸し出しの申し込みがございましてものつきましては、逐次審査いたしております。適合いたすものには今後も貸し出す予定に考えておるわけでありませぬ。

業務の概略を申し上げたのであります、なお貸し出しにつきましては、それぞれの規定に従いまして処置いたしておるわけでありませぬけれども、大きな点を申し上げますならば、關係のお役所の御承認をいただきましたところの業務方法に従いまして、最長二カ年の据置き以内、全償還期間五年以内という条件のもとに貸し出したしております。

なお、貸し出しの金額の回収の確実をはかることは当然のことでございます。

すので、それぞれ担保物件の審査をいたしまして、われわれは鉱業財団に抵当権を設定いたします、あるいは土地その他の物件につきまして抵当権を設定いたすという担保措置をとっておるわけでございます。

なお、次に、三十九年度の業務の概要を申し上げますが、これは実は政府の御出資をさらに増大していただきたいということ、特に關係方面におきましては、二億円の政府出資の御追加をお願いしたい、かように存じておったのでありますけれども、關係方面の御努力も願ったのであります、ただ、たゞいま国会において御審議に相なっておりますところの三十九年度の予算におきましては、政府出資一億円をさらに追加するという御案が出て御審議を願っておりますと思っております。しかしながら、この追加一億円をもちまして、昨年の政府の御出資と合わせますと四億円になるわけでございます、四億円をもって足れりとは考えておりませぬ。さらにもっと多くの御出資をお願いしたいと存じておる次第であります、今後の御支援と御審議によりまして、この念願がすみやかに達成せんことを願してやまな次第であります。政府御出資の増額を願うゆえんのもの、もとより需要があるからでありまして、需要があるということは必要があるからでございます、これはぜひ今後とも格段の御支援をお願いしたいと思っております。

なお、明三十九年度は、いま申し上げた政府出資の追加一億円と、そのほか積み立て金も入ってまいります、な

おさらに政府、国会方面の御配慮によりまして、五億円の大阪府の融資のワクをおきめいただくことになっておりますので、それこれ合わせますとおおむね十億円程度の貸し出しは三十九年度において可能かと考えております。しかしながら、この十億円も必ずしもこれをもって余れりといふことは毛頭ないのであります、最近の鉱害復旧の事業量の増大、その必要性からかんがみまますならば、これもさらにより多くの融資のワクを期待いたします、この辺の数字につきましては、なお、この関係のお役所のほうから御説明があったことと思っております、詳しくはこまかい数字は省略させていただきます、と思っております。

基金につきましては業務の概要は以上で省略させていただきます、しかしながら今後基金というものについて何を特に念願いたし、お願いをいたしたいと思っております、この点につきましては、前段申し述べましたごとく、政府出資のさらなる増額と、それから融資ワクの増大であります。それからさらに、いささかこまかい点ではございませぬけれども、鉱害賠償基金から各地の鉱害復旧業務を担当いたしておりますところのいわゆる鉱害復旧事業団という別法人に対しまして、工事資金を貸し出しされるように願いたいと思っております。この点はいろいろ論議のあるところでございませぬけれども、鉱害賠償基金から鉱害復旧事業団に工事資金の貸し出しがあらませんという、鉱害復旧事業の迅速、円滑な推進にどうも支障、障害が多いということでございます。と申し上げるものは、

鉱害復旧事業団は、御承知のとおり、現在四つございませぬけれども、それぞれの地区におきまして鉱害復旧事業の推進をはかっておるわけでございます、したが、やはり工事資金を貸し出したかたの資金を用意いたしませんという、事が迅速に運ばないという点でございます、ぜひこれは達成いたしたいと思っております。

なお、これはいま申し上げたこと、いささかの裏づけかと思はれますけれども、例の鉱害復旧關係の法律、いわゆる臨時法と略称いたしておりますけれども、復旧事業団は鉱害復旧債権を發行できるといううりばな規定があるのでございまして、その債券發行の規定が当初から設けられたゆえんのも、法律にも書いてありますとおり、鉱害復旧事業団が工事の施行者になった場合に、その工事施行に必要な資金を調達するためという趣旨の目的を以てあるわけでありませぬ。これらを考えてみますならば、当初からして、かような工事資金を要するということは法律御制定の当初、昭和二十七年の当時においてすでに予見されたことであるわけでありませぬ。しかしながら、諸般の事情からいたしまして、この債券發行の規定は生きてはおりませぬ。といひますのは、債券の發行に關する諸手續等については政令をもって定むるいうことになっておりました、その政令は今日まで出ておりませぬのであります。法治国の日本としてはふしぎな現象の一つと、これは余談でございますが、思っております。ただしこれも政府から、資金運用部から融資をされ

こととなつてはおるわけでありませぬ。これはこれでよろしゅうございませぬ、何にいたせ、工事資金を要するいうことが根本の理由になっておるわけでありませぬ。それは当然認めておることでありませぬからして、鉱害賠償基金から復旧事業団に工事資金を貸し出すことの實現することが望ましいということを常に念願しておる次第であります。なお、鉱害賠償基金につきましては、発足いたしてより十ヶ月ほど経過したのでありますので、今後の実績も上がります、法律御制定の御趣旨、また、になわされた使命の達成に一段の努力をいたす考えでおりますので、これらの点をあつと申し上げますところの鉱害復旧の事業の面とあわせて、石炭政策の一環としての大所高所からの御判断によりまして適切な態勢、また御措置をお願いいたしたいと思っております。

基金につきましては以上をもちまして終らせていただきます、お尋ねがありましたならば、後ほどまた申し上げます、と思はれます。

なお、もう少し時間をちょうだいいたしまして、鉱害復旧そのことにつきまして若干御報告申し上げます、またお願い申し上げます、お聞き取り願いたいと思っております。

これもかいつまみましたが、お手元に差し上げてあるかと存じますので、はしよらしていただく点が多いかと思はれますけれども、御承知のごとく石炭及び重炭の採掘に伴うところの鉱害というものは、何回かの政府の御調査によりまして、既発生の鉱害があるいは二百数十億となり、あるいはまた今後発生する鉱害が同じく二百数十億

こととなつてはおるわけでありませぬ。これはこれでよろしゅうございませぬ、何にいたせ、工事資金を要するいうことが根本の理由になっておるわけでありませぬ。それは当然認めておることでありませぬからして、鉱害賠償基金から復旧事業団に工事資金を貸し出すことの實現することが望ましいということを常に念願しておる次第であります。なお、鉱害賠償基金につきましては、発足いたしてより十ヶ月ほど経過したのでありますので、今後の実績も上がります、法律御制定の御趣旨、また、になわされた使命の達成に一段の努力をいたす考えでおりますので、これらの点をあつと申し上げますところの鉱害復旧の事業の面とあわせて、石炭政策の一環としての大所高所からの御判断によりまして適切な態勢、また御措置をお願いいたしたいと思っております。

となりまして、兩者を合わせますとおおむね五百億円をこすかと思われ数字が出るのでありますが、もとよりその間に毎年政府の、また地方自治団体その他の御補助、また炭鉱の納付金によりまして、鉱害復旧は推進してまいっておりますことは御承知のとおりでありまして、二十七年に九州と中国宇部に鉱害復旧事業団ができ、その後岐阜、愛知を地域といたしました東海鉱害復旧事業団ができ、また西三年前に茨城、福島県を主たる地区といたしましたところの常磐鉱害復旧事業団、この四事業団ができたことは御承知かと思っておりますけれども、その中で九州は、何と申しましても従来の長い石炭の採掘の歴史からいたしまして、全鉱害量の九割と申し上げてよろしいと思っております。端数は省略いたしますけれども、まあ九割が九州でございます。またその九割のうちやはり九割と申し上げたほうがよろしいかと思っておりますけれども、これは福岡県下の鉱害でございます。かような状況でございます。まして、努力はずいぶんいたしてまいり、復旧いたしてまいりましたものも、九州だけの事業団につきましてもおおむね累計百五十数億に相なるわけでありまして。またそのほかに、御承知の方も多数おいでかと思っておりますけれども、ただいま行なわれておる鉱害復旧の法律のほかに、戦前に特別鉱害復旧という制度がございまして、戦時中のいわば強行採掘による鉱害、これにつきましましては特別の法律があったのであります。これでもやはり百億をこす復旧事業を完了いたして法律が廃止になつたわけでありまして、合わせましたならば、すでにやはり少な

とも二百数十億の復旧はいたしてまいっておりますわけでありまして。それにもかかわらず、なおかつ、前段申し上げたとおり、また膨大な鉱害未復旧量、残存量があるということが、大きな国土保全あるいは民生安定というふうな見地からいたしまして、大きな問題を残しておるわけでありまして。

なお、いささかまえみそで恐縮であります。これは感謝のことばでもって申し上げます。昭和三十八年度におきましては、事業量が二十二億円をこしてありますからして、二十五倍に相なつたわけでありまして、三十九年度の政府の補助金の予算等から推算いたしますと、九州の事業団といましては、二十六億円をこす事業量を消化いたすことに相なりますからして、発足当初の昭和二十七年を一〇〇といたしますと、指数は三〇〇〇をこすわけでありまして、三十倍の事業をやらしていただくようなことになつたわけでありまして。これは自慢で申し上げるのではなく、これだけ伸ばしていただいたというのを、お礼の意味をもって申し上げます。

なお、この内訳につきましましては、金額だけじゃありませんので、しからばそれによって何をどう直してきたか、品物を物件別にお手元を書いて差し上げておる次第でございますけれども、

ごく概略申し上げますならば、農地におきましては、おおむね二千八百七十七町歩、かなりの面積を復旧いたしてまいつたのであります。そのほか、読み上げを省略いたしますけれども、農業用のため池でありますとか、農業用水路でありますとか、あるいは農道でありますとか、河川でありますとか、道路でありますとか、上水道でありますとか、下水道でありますとか、鉄道でありますとか、それから公共、公用の建物でありますとか、これが家屋等という用語になつておりますが、かようなものを含めまして、かなりの物件数を復旧いたしてまいっております。

また、これまでの事業をやらしていただくにつきましては、政府その他の方面の御理解によりまして、立てかえ工事と申したほうが一番わかりがいいかと思つてあります。事業団が政府からお金を拝借してまいりまして、炭鉱が一時に納付金が納めがたい事情にあるものにつきまして、その適格さを審査いたしまして、貸し付けいたしました。貸し付けと申しますのは、工事費を立てかえて工事を進めてまいるということであります。許された方法によりますれば、貸し付け先の炭鉱からは、三カ年で均等償還という方式をとつておるのであります。ただ、前回御喚問いただきましたときに申し述べたと思うのでありますけれども、途中政府の御方針の扱い方の変更がありまして、政府からお借りする金は、いわゆる短期資金、一年ごとにお借りし一年ごとにお返しするというふうな、短期資金という性格になつたのであり

ます。しかしながら、いま申し上げましたとおり、炭鉱から回収してくるのは三カ年間のことであります。そので、三尺のものが要るのに一尺のものを借りたというふうな、はなはだ卑近な例を申し上げて恐縮でありますけれども、さようなことでありますので、しからばどうしておるかと思つて、毎年三月下旬に政府のほうへその年度にお借りした金をお返ししたすわけでありまして、炭鉱のほうから返ってくる金は、概算で申せば三分の一しかその年度の分につきましては返つてこないはずであります。あとは市中銀行からいわゆるつなぎ資金を借りまして、耳をそろえて政府に元利をお返ししたすということをいたしております。そのかわりに政府からは、三月下旬にお返しいたしました、翌月四月のなるべく早目にお願いたしましたし、また政府からお借りいたしました、即日銀行に返すという仕組み、ころがし方式をとつておるわけであり

す。なぜそうしなくちゃならぬか、急がなくちゃならぬかと申しますと、政府からお借りいたします金は六分五厘でありますけれども、市中銀行では六分五厘では貸してくれませんので、いわゆる通俗に申しますと、逆さやになるわけに申します。かような負担を極力避けるためには、銀行から借りている期間をできるだけ、一日でも短縮しなくちゃならぬというふうな要請がなされておりますので、これもさうぶん前から長期資金——長期と申しますも、十年、十五年というふうな長期は考えませんが、せめて三年くらい

の資金ということ念願してまいつてきたのであります。いわゆる延納制度、立てかえ制度というものが鉱害復旧の促進に効果があったことは、これは広く認めておるところでありまして、事業の消化のできたこと、伸展したこともかつてこの延納制度、延べ払い制度と申しておりますけれども、立てかえ工事ということに大きな力があつたと思つております。

なお、省略いたしておきますけれども、数年来いわゆる炭鉱離職者を鉱害復旧事業に使用いたすという方式を、中央政府からも関係方面からお示しがありましたので、どれだけの仕事の割合、不熟練工ほどの割合というふうな、離職者吸収といつてもかまいませんが、かような点につきましてきておるわけであり

以上はいままでの概略のことを申し上げたのでありますが、一点、鉱害復旧事業団の理事者として格段の御配慮を特にお願いたしたいと思つて、当面いたしておるので、一点だけ申し述べさせていただきます。それはこういふことでござい

この鉱害関係の法律が御承知のとおり二十七年にできましてから、おおむね十年経過いたしておるわけでありまして、この間におきまして、私の記憶によりまして、七回か八回この法律は部分改正をしていただいております。一つの法律が十カ年間に七回、八回と手入れをしていただいている法律というものは、あまりほかに例はないようでありまして。この点は、国会及び政府がこの鉱害復旧という

三

まして非常な関心をお持ちくださって
おりましたところの証左でありまし
て、これはひとしく感謝いたしてお
るところであります。しかるにもかかわ
らず、なおいまだに幾多の問題が残っ
ておるといふことを申し上げてお願
いしなければならぬ情勢、また今日特
にお呼び出されたまじしたゆえんは何
であるかと考えてみますと、鉱害復
旧という問題がそれほど複雑にして多
岐、また困難であるといふこと、また
国土保全というようなこと、また社会
的に治安、民生というような見地から
いたしまして、なおかつ幾多の問題が
残っております。国会のおことばを拝
借してはなはだ恐縮でございます。け
れども、何回かの法律改正のときに
は、特別の御考慮をもちまして附帯決
議をおつけいただいたことが数回ござ
いました。大きな点についてはすばりと
御指摘いただいた点が多々あったと思
います。その中に何回かは、抜本的
な対策を講じろといふおことばがあっ
たことを承知いたしておるわけであ
ります。七回も八回も改正がされてな
ぜ問題が残っておるかといふと、お
そらくはかなり抜本的なところに近
いておったのであらうと思ひます。思
います。なお問題が残っております。こ
ういふことは、石炭界の情勢が当初予
想されておったよりもさらに困難、深刻
を加えてきつたためであると思ひま
す。解釈いたしております。申し上げる
までもなく、合理化法が制定されて
石炭企業そのものの骨格改善、ある
いは体質改善でも申しましようか、そ
ういふものは、政府の御努力とまた
費用の投入によりまして大きな成果を

あげつつあることは御承知のとおりで
ございます。また、それに関連いたしま
して発生いたしましたところの離職者
対策、これにつきましても、御承知の
ごとく特別の法律の御措置がとられ、
また多くの国費が投入されて万全に近
い対策が講じられております。若干
残っておりますが、時間が必ずやこ
の離職者問題も解決いたすことは期待
し得ることであると思ひます。その次
に生じたのがいわゆる産炭地振
興、従来石炭鉱業によって地方の繁栄
あるいは地方経済が維持されてお
りました地域におきまして、石炭鉱業が次
第になくなりましての対応いたしま
して、新たな産業、新たな工業を
培養、誘致するといふ、いわゆる産炭
地振興、これが当面大きな問題とな
っております。御承知のとおりでありま
して、これにつきましても多くの施策、
対策、また国費の投入がなされてお
ります。おそれなくは石炭鉱業の合理
化、離職者の問題、それから産炭地振
興、これはあと残っているところは時
間の問題で、必ずや相当の成果があ
がることと思ひます。しかしな
がら、これらの結果生じた余波と申し
ます。か、反射的影響とでも申しま
す。御承知のごとく、九州の石炭鉱業
の企業数がおおむね半減しておると
聞いております。大小合わせまして四
百近く、あるいはそれ以上あった石炭
企業といふものが、半分近くにもな
ておるといふことであります。とい
うことは、いわゆる終産山が非常に多
く出てまいったといふことであります。
これは二十七年当時、この法律がで
きましたときあたりは、かような状態に
突入することはあまりに予想されてい

なかつた事態であつたらうと思は
るのであります。この終産山炭鉱が非
常に多くなつたといふことが、鉱害復
旧の面にござります。いわゆる通俗に
われわれは、無権者鉱害と無資力鉱害
と申しておりますが、一口には無権者
と申すに申す。無権者鉱害といふの
は、要するに責めに任ずべき鉱業権者
が所在しない、所在不明なのを申し
ます。あるいは無資力鉱害といふの
は、鉱業権者が鉱害復旧の責めに任ず
るに必要な資力を持たない、資力不
十分だといふようなものでございま
す。これが年々非常に大きな数字に
ぼりつつあるのであります。これが
復旧事業団に大きな影響を与えてお
ります。それは後ほどまたお尋ねに
応じて申し上げたいと思ひます。
けれども、鉱害復旧事業団といふもの
は、実は他の公社、公園、事業団と
違つた点があります。政府出資が
一円もないといふことであります。特
殊な仕組みになっております。関係上、
この無権者鉱害といふものを今後処理
していきまするためには、非常に大き
な経費の面におきまして困難を伴うので
あります。こまかい数字は時間もありま
せんから省略いたしますが、これらの
点につきましてもお役所のほうから御
説明があると思ひますけれども、ただ
いまのままではお任せせざるを得ない
と思ひます。事業者としては、
いまの段階において申し上げますなら
ば、責任を果たすことにはならぬと
思ひます。これは後ほどお尋ねがありま
したと申上げたいと思ひますのであ
ります。

要するに、石炭業界の大きな情勢の
変化がかわらぬしわ寄せを生じてお
るといふこと、その他の点につきま
しては他の方がそれぞれの立場で御陳述
になると思ひます。また、特に御注意
があらうところでありまますけれども、
鉱害問題の今後をいかにすべきかとい
ふことが残っております。まだ申し上げ
ておられません。これはまたお尋ねがあ
りましたら、自分自身としての考えの一
端を申し上げたいと思ひます。おそ
まづでありましたが、よろしくお願
いいたします。(拍手)

○中村委員長 御意見を述べたく
る参考人の方々に申し上げますが、御
意見は大体十分程度にお願いいたした
と思ひます。

三村保君。

○三村参考人 御指名いただきました
福岡県鉱害対策被害者組合連合会会
長の三村保でございます。本院にお
ける石炭対策特別委員会に鉱害に対
する意見を述べさせていただきます。こ
の無権者鉱害といふものを今後処理
していきまためには、非常に大き
な経費の面におきまして困難を伴う
のであります。こまかい数字は時間
もありませんから省略いたしますが、
これらの点につきましてもお役所の
ほうから御説明があると思ひます。た
だいまのままではお任せせざるを得
ないと思ひます。事業者としては、
いまの段階において申し上げますなら
ば、責任を果たすことにはならぬと
思ひます。これは後ほどお尋ねがあ
りましたら、自分自身としての考え
の一端を申し上げたいと思ひます。
おそまづでありましたが、よろしく
お願いいたします。

第一点は、鉱害処理方法についてで
あります。
現地の鉱害被害者は、炭鉱の盛況時
には間接的に利益を受けたことがあ
ると思ひますが、被害者はお
しなべて利益を受けたとは考えてい
ないようでありまます。被害者個人には
関係なく鉱業権が許可され、採掘が行
なわれ、知らぬ間に農地や家屋の下に
眠る石炭資源は採掘され、国家に石炭
は奉仕したと思ひますが、被害者
には鉱害のみが残されておるのであ
ります。閉山になつても、鉱害復旧は
政府の補助金が増額されただけであ
つて、中小企業に対する措置、労務者
対策措置といふような特別の対策は措
置してもらえないといふ不満をもちま
けておるようでありまます。従来ど
おりの鉱害対策では結局救われな
いと思ひます。いままでの鉱害
対策は、鉱業法に定められておる賠
償義務、すなわち鉱業権者の賠償責
任を追及するたためをとおしては私
は思ひますが、この考え方ではどう
いふ方法を考えていたかと思ひます。
賠償責任を追及し結
果、賠償義務者である鉱業権者は、
採掘行為に基因する鉱害影響を固執
したくなるのであります。鉱害の理論
も確立され、鉱害角線は計算され、
突地においても確認されておりますが、
それは判明しておる採掘による鉱害
影響線を確定することに役立ちま
すが、現に起つておる鉱害問題の解
決にそのまますべてが援用される
とは思ひませぬ。福岡県のように
採掘範囲、鉱業権者が幾度遷した
ため、

現在の鉱害と重なっておるのに、判明しておる採掘影響線内のみを復旧しても、完全な効用回復を期待することはむずかしいし、それかと申しました、不明のもので現鉱業者者に負担させるのはいかかと思ふのであります。石炭鉱害に對しましては、この際全部国が責任を持って復旧に當たる方針を打ち立てていただきたいと思ふます。国土の保全、民生の安定をはからねばならないまの事態に合う施策を行なうためには、現行鉱業法に拘束されない方策、前にも述べました鉱業権者に肩がわりして国が鉱害賠償、復旧する方針をまず決定し、鉱害賠償責任、義務の追及は、鉱害賠償積み立て金あるいは石炭合理化臨時措置法による保留金の現金賠償を必要とするものを差し引いた残額から徴収する等、別途に考えていただくようにすることに、基本的には国が賠償、復旧に對し責任を負うようにしていただきたいと思ふのであります。

第二点は、石炭鉱業合理化臨時措置法による閉山炭鉱の鉱害処理についてであります。政府がとられておる石炭鉱業合理化政策は予想以上の進展を示しておりまして、三十九年度ではほぼ目的に近づいておるやうな感じがするのであります。加えて石炭鉱業合理化臨時措置法の前年の改正もあって、複雑な鉱害問題を惹起しており、現地における混乱は避け得ない情勢であり、社会不安はますますその度を加えております。鉱山が稼働しておる間は、徐々に復旧を進めることによつて、鉱害被害者も鉱山が誠意を示して復旧を実施することを期

待することによりまして混乱が避けられるのであります。炭鉱が閉山して業者が去つていくということになりますと、全面的に鉱害賠償の完全履行を要求するのは当然の成り行きだと思ふのであります。言いかえますと、石炭合理化による閉山は、鉱害賠償、復旧を急速にかつ大量に解決を迫る結果となりますので、石炭合理化の進展と並行して鉱害の処理を進める必要があると思ひます。

法によりまして閉山の告示が行なわれますと、定められた期間内に鉱害の申告をし、事業を廃止した鉱業権者は、原則として鉱害被害者の同意を得た弁済計画を立てねばならぬことになつておりますが、鉱害賠償の全部が一時に要求されるのと、複雑な賠償交渉に同意が必要のため、弁済計画の樹立が非常におくられておる、閉山告示後一年以上も経過しながらいまだ弁済計画が樹立されない鉱山もあります。特に累積した鉱害をかかえている炭鉱、鉱業権譲渡後の閉山炭鉱、租鉱権者の閉山等、鉱業権者で解決をせねばならぬ諸問題があると思ひますが、弁済計画の樹立がおくると鉱害賠償が遷延することになり、必然的に復旧がおくられてまいりまして、被害者の打撃は大きくなるばかりでありますので、考える必要があると思ふのであります。

なされておると思ふのであります。分割のやり方によつて、一方の廃止鉱区は、鉱害が少ないため、鉱害賠償充当金、つまり保留金に余裕を生じ、余裕分は廃止事業者が取得することになるのであります。他の分割された鉱区は、鉱害量が保留金より上回り、あるいは極端に保留金が不足して、弁済計画樹立に行き悩んで被害者に迷惑をかけている実情があるが、閉山手続上一考を要するものと考える次第であります。

次に社会不安をかもしている問題は、閉山はしたが、保留金では鉱害賠償が不足し、支払い能力がないため、鉱害賠償について無権者、無資力の取り扱ひをせねば被害者が救われぬ問題の処理であります。現在無権者、無資力の鉱害復旧は国と県の負担によつて行なわれておりますが、閉山が進むにつれまして量は増すばかりでありまして、私どもは無資力鉱害量を約五十億円と推定しておりますが、閉山が進めばなお多くなると考えております。昭和三十九年度の無資力、無権者鉱害復旧は、九州鉱害復旧事業団では約六億円を予定しておるにすぎません。これは政府の予算割りで当てはらじき出されておると思ふのであります。もし不幸にして三十九年度予算額程度で復旧が今後続けられたらば、相当の年次を要することと思ひます。無資力鉱害になつた後は、早急に復旧されることとが一番望ましいこととあります。復旧がおくられて鉱害保留金を食いつぶしたあと、農民は復旧されないままの減収田、水没田をかかえ、生活保護世帯に落ち行くよりはかいたしかたがないと思ふのであります。第一点で述べま

した国が復旧の責任を持つことがいまますぐに困難であるならば、せめてこの際、閉山炭鉱の鉱害処理に對しては、弁済計画の樹立を待つことなく、国費により鉱害復旧を行ない、あとで弁済計画が立ったならば、臨時法による復旧に要する納付金を納入する方法をとつてもらいたいものであります。つまり、いまの臨時法による復旧は納付金を前取りしているものであります。復旧を先にして、あとで納付金を弁済計画樹立後の保留金で納入させる方法にしてもらいたいと思ふのであります。保留金が不足する場合もあると思ふのでございまして、こんな場合、大部分は無資力鉱害に落ちると考へるのうにすれば、被害の処理はいまより相当早くならぬと確信するものであります。

次に、産炭地の農政問題として次のことを考えていただきたいと思ひます。賠償基金の設立によりまして、将来の鉱害は見通しをつけることが可能であると思ひますが、いままで累積した鉱害が解決されると思へません。農民は現在の鉱害を復旧していただくならば、生活ができません。特に農地は大きな被害を占めておるため、炭田地帯の農業基盤は破壊され、農業構造改善事業に取り組むにいたしたとしても、農地が復旧されなければ有機的経営が困難であり、せつかくの政府の農業施策についていけない悩みがであります。閉山炭鉱中には、戦前より鉱害賠償をより少なくするため、かなりの私有農地を持っており、福岡県下では約三百町歩と私は推定しておりま

す。終戦後の農地解放にも、石炭採掘による不安定、または事業予定地というところで私有農地として残つております。閉山すればその必要もなくなると思ひますが、私有農地でありますとゆえに、鉱害復旧の対象にはなりません。これを復旧の対象にして完全な農地にし、炭鉱離職者で帰農する人たちに与えたり、あるいは鉱害による耕作反別の減少者に与えることができれば、農業基盤確立の一助になると考へます。疲弊した産炭地農業のこ入れの一部として、農政上からも考慮していただきたいと存するのであります。この場合、もちろん農民は農地としての適正価格を支払うことを前提として申し上げておるということをつけ加えてさせていただきます。

第三点に、復旧工事について簡潔に申し上げます。今日の農地の鉱害復旧を見ると、鉱山ごとに単独に復旧計画高が定められて、他の鉱山の復旧計画との連絡が不十分のため、用排水の水利系統が混乱を来し、農地が十分に活用できない場合や、家屋、公共施設と農地の復旧農業高に連関がないためさらに手直しを必要とするものもあるため、同一水系の計画標高となるべき基本標高をあらかじめ設定し、総合的な復旧基礎調査をなす等の事前措置をする必要がでありますので、この措置を国で実施していただければ有効な鉱害復旧ができると思ふので、考慮していただきたいと思ふのであります。また、復旧に關連してあります。復旧後の救済措置として、農地に関しては、追加工事を行なう必要がある場合、現行の關係法では救済の方法がないように

思われるのであります。農地復旧については、効用回復に至るまで種々複雑な要因を含んでおりまして、復旧工事計画の時点において効用回復を期待した計画が定められるのであります。周囲の鉱山の閉鎖等により湧水箇所の変動のため湿田化したり、あるいは傾斜田を直す場合、高いほうと低いほうのかさ上げ土量が一様でないため、圧密沈下等予測しなかつた事態を招くものがありまして、実情においてこれを示しております。臨鉱法は一応の救済規定を定めておるのであります。これは暫定補償金を払い、追いつくことがあつて、効用回復を期待することができません。臨鉱法では、再探掘による鉱害があらわれた場合のみ再復旧ができるのであつて、前に述べた原因による被害は復旧の対象外となると思われまゝです。そうであるならば、効用未回復の損傷はいつまでも残ることとなりまゝです。だれの責任でもないと考えてよいこれらの鉱害復旧田に対しては、国が被害者に手を差し伸べて復旧手直しすることが、真の鉱害復旧の精神に沿うものと考えられますので、ぜひ取り上げてほしいと思つた次第でございます。

最後にお願い申し上げたいことは、農地復旧にあたりまして、政府補助対象額は、数度引き上げられて現在は反当三十五万円でございます。補助対象額以上の費用が必要である場合、有資力炭鉱では炭鉱が負担しております。無資力炭鉱復旧のとき、政府補助対象額を超過するような復旧工事をいたします場合に、費用の負担をするものがないのでございます。被害者に負担させることはあまりにも残酷だと思つて、

で、無権者鉱害復旧の場合、補助対象額を限定しないようお願い申し上げます。次第であります。

これで公述を終わりますが、まことに不弁かつ要領を得なかつたと、恥ずかしく思つておりますが、お聞きくださいましたことをありがたく感謝申し上げます。(拍手)

○中村委員長 石川八郎君。

○石川参考人 私は石川八郎でございます。前者のお話がございましたが、私と同じような立場でございます。私と重ねて先生方にくどく申し上げることもないと思つて、私も、私は鉱害家屋の關係で、農地と少し趣旨の違つた点がございます。

そこで、今度鉱業法の改正問題がちょうど出ましたから、この際に、政府が三億とか五億とかさういふようなほんとうにわずかな金の援助をするよりも、根本的に鉱害復旧はすべて国の責任でやってくれ、こう申したいのでございます。なぜならば、鉱業権を許したのが政府でありますから。被害者は別にこの石炭産業があろうとなかろうと、お頼みしたのではない。ほんとうに純真なる私たちが、交渉をすればいろいろな点において人の口の端に立たねばならぬ。どうして国が責任を持ってないのか。補助金とか、あるいはまたわずかの援助金、さう言わずにすべて鉱害の復旧は国の責任でやってくれ。その責任というものは、大体において基本的には経済力になりましようが、現在使っているいろいろな処理方法がありまして、一銭の金も鉱業権者にやる必要はない。大手も中小も一〇〇%全部国の制度に切りかえまして、基金の十億円抽出をはかるようにす

る。私はさういふことを悪いとは言いませんが、もうすでに炭鉱はほとんど最終的になつております。いまから鉱業権者がたくさんでるのでなく、石炭産業はもうほとんど筑豊から消えてしまつて、ここで十億の金がありまして、何の役に立たぬと私は考えます。ことを多く言ひませんが、国が責任を持つてくださらぬといふと、閉山になりまして、その閉山の処理を、福岡にありまして、局のほうとの話し合ひもございまして、やっておりますけれども、私はここ十数年間鉱害処理に専念してきまして、被害者から喜んでもらったことは一ぺんもありません。みな不足で今日までできております。ここに炭鉱の最終的の段階に來てまだわずかの補助金だとか、さういふけちくさいことを言わずに、責任は国にございまして、どこまで全責任を国がとってください。そして国がこれの復旧計画を立て、総合計画を立てる。現在私たちが考えますと、鉱害賠償くらいむずかしいものはない。九大の先生、熊大の先生あたりのおえらい先生の意見を聞きまして、科学的科学的と言ひますが、科学的とはどんなものでございませうか。私はまだ科学的というものを食うたことはございせん。私は調査員をしておりまして、各地方へ調査に参りました。家屋調査をやつたんだが、私の地域もどうも科学というものに対してわからぬ点がございますから、科学庁のほうに一件だけ出して、先般東大の伊木先生、それから総理府のほうからも役人を見えまして、日鉄並びに住友方面のクラブを回りにして、科学的ということがどんなことでござい

ますかと私二、三回質問したことがございますが、ボーリングを打つんだという。これが科学的でしょうか。そんなことはもう徳川時代の昔からやっております。しかし私も、仲介に立つ場合にはやはり被害者をおさめねばなりませんから、いや君、そんなことを言つても、ほんとうに国のほうでは親切に、たかさんの費用と学者を使つて科学的にやつたんだと、さう言わざるを得ませんが、何かわけがわかりません。いろいろの先生方とも私は始終やっておりますが、下のほうには何か博士とかついでにありますが、何も知つちやいせん。ほんとうに知つちやいせん。さういふ人が後生大事にされまして。とにかく私は先生方にもお願いしたい。この前にも緊急認定法が五十何条ですかでできるようになりましたが、さういふ使えぬ法律に時間とひまをかけて、頭が悪過ぎます。使えぬような法律で、何にもなりません。わざわざ国会でこれをきめられた。私もあまり知恵はありませんが、先生方もあまりおつむのいいほうではございせん。また、政府役人もなつていません。私は、もし一切これをやめまして、野人になつて攻撃の立場になるならば、福岡通産局にはものを言ひませぬ。言ひませぬ。秘密じゃございせん。ずるさ。とにかくもう問題になりません。私はもうすべてごまかす議論は言ひ尽くしてあると考へますから、鉱害賠償に対しては、これはすべて国の責任だ、国庫から金を出してください。労働問題でも、ほとんど完全に近いように処理ができたではないか。どうして鉱害の被害だけを残せませぬか。二十世紀は鉄の時

代、鉄と石炭は兄弟分でございます。日本国民が石炭によって受けた恩恵というものは、今日一兆円、二兆円税金から出しても、これが不当でございませうか。私たちは十数年家屋の問題で戦つてきたが、最初のうちは、議会に行きまして、あれは私企業の私権だ。私企業の私権が人の品物に害を与えますと、これは犯罪行為になります。さういふことを責めると、無過失賠償だ。よく抜けまゝ。そして、とにかく知恵のいい人ばかり寄つてございませぬけれども、出た問題があまりにあほらしくて……。今度鉱業法の改正問題が出ましたが、この際どういう改正法ができましたか、私はいやです。とにかく第一ページに、国が責任を負つて処理をする、この原則ができません。ほんとうの鉱害の賠償はできません。これはそのまま放置しますが、暴動が起ります。私も年も七十になります。暴徒の先棒をかついで出ても、もういい年でございませう。とにかく、さういふいまいのやうな処置は、役人さんたちは役職をこしらえて、うば捨て山をこしらえて、いろいろのものをこしらえますけれども、鉱害によつて食ひよる役人が幾人おるか。やめさせてしまへ。やめさせてもいいのですよ。一本にして、総合してやれ。天日さんには済まぬけれども、さういふことではいけません。さういふやうな理屈は要りません。それは向こうのかつてです。さういふばかばかしいことを国の費用をもって先生方にお願ひするということは、恥ずかしいやうな気持ちがございますけれども、生きて恥をかかぬ私の立場から考へるなら

代、鉄と石炭は兄弟分でございます。日本国民が石炭によって受けた恩恵というものは、今日一兆円、二兆円税金から出しても、これが不当でございませうか。私たちは十数年家屋の問題で戦つてきたが、最初のうちは、議会に行きまして、あれは私企業の私権だ。私企業の私権が人の品物に害を与えますと、これは犯罪行為になります。さういふことを責めると、無過失賠償だ。よく抜けまゝ。そして、とにかく知恵のいい人ばかり寄つてございませぬけれども、出た問題があまりにあほらしくて……。今度鉱業法の改正問題が出ましたが、この際どういう改正法ができましたか、私はいやです。とにかく第一ページに、国が責任を負つて処理をする、この原則ができません。ほんとうの鉱害の賠償はできません。これはそのまま放置しますが、暴動が起ります。私も年も七十になります。暴徒の先棒をかついで出ても、もういい年でございませう。とにかく、さういふいまいのやうな処置は、役人さんたちは役職をこしらえて、うば捨て山をこしらえて、いろいろのものをこしらえますけれども、鉱害によつて食ひよる役人が幾人おるか。やめさせてしまへ。やめさせてもいいのですよ。一本にして、総合してやれ。天日さんには済まぬけれども、さういふことではいけません。さういふやうな理屈は要りません。それは向こうのかつてです。さういふばかばかしいことを国の費用をもって先生方にお願ひするということは、恥ずかしいやうな気持ちがございますけれども、生きて恥をかかぬ私の立場から考へるなら

ば、とにかく理屈はもう言い尽くしておきます、先生たちもよく知っておりますから言いませんが、とにかく制度化するに、政府の責任によって、被害の復旧の出来るように。もう一度申し上げておきますが、被害賠償はかなる理由があっても、国の責任ですべてこれをやってください。政府の責任です。

最後に一つ申し上げておきますが、私は七年間、家屋関係で農地のように迷惑料をひとつ担保を出してくれぬか。どうしても担保できません。いろいろ政府にお願いしましたが、できなかったが、今月、三月六日に通産省のここに来て、課長さんに会って、ひとつこれは迷惑料を払うようにしてくれぬか。七月日に課長さんが気持ちよく、それは被害だ、こういうことを言っていて、それは当然だからどこにも迷惑かけぬ、こういうありがたいことを聞いておりますから、目の前で、ここで再確認しておきます。くに帰ってのおみやげ。これは五百億くらいの金額になります。これをまとめて一度に払ってもらいますから、一度先生方にもお伝え申し上げておきます。迷惑料は、被害だ、支払うべきものだ、こういうことでございます。

私はこのくらいで一応やめることにしまして、いろいろまだ申し上げたいのでございますけれども、あとから、お尋ねになったら申し上げることいたします。(拍手)

○中村委員長 梅崎事一君。
○梅崎参考人 私は、佐賀県小城郡小城町鉦害組合長の梅崎事一でございます。本日は、委員の皆さま、関係者の皆さまには、国政審議のお忙しいところ

に、私ども被害者の意見をお聞きいただき、私どもを光栄に存じます。ここに被害者を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

小城炭鉦は、多久市、小城郡小城町、小城郡三日月村の三カ市町村にわたり、被害農地三百四十三町歩でございます。約十億円、被害家屋五百九十八戸、約五億円のぼっておりまして、したがって、閉山に際しましては、減取補償等の現金賠償は一億七千五百万円必要でありましたが、交付金の関係上、一億三千二百万円のみ切り補償を受けた次第でございます。

以上のような鉦害補償の実情と、炭鉦経営当時十数年にわたる会社側との鉦害交渉の経験を考えますと、被害者にとりまして一番大事なのは、私ども農家は先祖伝来の農地を耕して生活しておる農民でございますから、炭鉦の経営状況とは全く別、鉦害に対する完全な賠償をせよという事です。そのためには、炭鉦に鉦害賠償に見合う積み立て金を強制的に実行させ、鉦害が発生した場合、国、県、市町村等で直ちに鉦害を認定し、復旧に着手することができるようお願いいたします。このような意味で、提案されております法律案は、一歩前進でございますから、賛意を表します。

でございますから、さらに基金を増加していただきますとともに、鉦害認定について第三者の機関をつくっていただければ、被害者はたいへん助かることと思っております。

なお、この機会に小城炭鉦の鉦害復旧をお願いしたいと思っております。

小城炭鉦は、さきに述べましたとおり、十五億円にのぼる甚大な鉦害であり

りますから、第一に、減取補償は四十二年度分までしかいたさないで、おぼろげなので、四十二年度までに必ず鉦害復旧をお願いしたいと思っております。

第二は、年間を通じて事業をやっているだけで、事業の進捗上必要と考えますが、そのためには、表作の休耕補償をぜひ出していただくことをお願いいたします。なお、被害農地の平均反収は三石二斗でございます。

第三に、地元負担金は出す必要がないと聞き及んでおりますが、地元被害者や産炭地市町村にはその力と理由が全くございませんので、よろしくお願い申し上げます。

第四は、事業を早く進行させるためには、機械化公団に事業をやっていたことに被害者も了承いたしておりますが、大事な農地のことであり、事業を急いだために農作物の収穫が落ちることのないよう、入念慎重にやっていたらどうかお願いいたします。

第五に、当地方は農業構造改善事業を実施し、また計画している地区でもあり、せつかく復旧していただくからには、事業費の関係もあると思っておりますが、原形復旧にとらわれず、農業構造改善事業にふさわしい区画整理をあわせて取り上げていただくよう切望いたします。

最後に、被害地区内の峯山の頂上付近に鉦害のため亀裂を生じており、年々幾らかず亀裂の個所が拡大して、いく徴候が見られ、付近四、五十戸の住民は不安を感じており、不安を除去するための対策をお考えくださるようお願いいたします。

以上述べましたが、被害者一同の切実なる叫びとお聞きいただき、よろしく

くお取り計らいくださるようお願いいたします。(拍手)

○中村委員長 百崎晴雄君。
○百崎参考人 本日は、衆議院の石炭対策特別委員会の皆さまには、国政審議の多忙のあり、私ども鉦害被害者の意見をお聞きいただきますことを心から厚く御礼申し上げます。めったに得られない機会でございますので、被害者の窮状を若干述べさせていただきます。

私は、佐賀県杵島炭鉦関係の杵島郡江北町鉦害被害者組合副組合長の百崎晴雄でございます。

江北町は、いわゆる佐賀平野の穀倉地帯でありまして、鉦害は、昭和十五年杵島鉦業第五坑開き以来発生したものでありまして、現在までの被害は、耕地千三百町歩のうち、脱水陥没のものを加えますと六百七十町歩、家屋一千五百戸のうち約六百九十戸、ため池二十三カ所、その他中学校、道路、水路等、ばく大な被害を受けておりますが、このうち、昭和二十五年以来特鉦並びに臨鉦その他で復旧または工事中のものは、耕地において約九十七町歩、ため池におきまして八カ所、家屋は、打ち切り補償分まで含めて三百四十戸、中学校は目下移転改築工事中でございます。今後復旧を要するものは、農地二百二十町歩、ため池十五カ所、家屋三百五十戸、その他道路、水路等多数に及んでおり、復旧進度は三〇%にも足らない状態でございます。

鉦害復旧並びに賠償関係につきましましては、数年前よりこれが促進方を杵島炭鉦と交渉を重ねておりますが、会社側は資金繰りが悪いなどの理由におきまして復旧は遅々として進んでいない状態でございます。

私たちが農民は、先祖伝来の土地を守り、かろうじて糊口をしのいできたわけでございますが、現在は、収穫寸前に冠水して稲は腐れ、家は傾き、四季を通じて冠水するような状態でございます。まして、老父母は嘆息しており、青年は希望をなくし、よそに出ていきます。家業を継ぐにしましても、嫁にきてくれる人さえいない状態でございます。

以上のような実情でございますので、私ども農民としては、鉦害が発生するようならば採掘してもらいたくないのが本心でございますけれども、農民の意思に反して採掘されるならば、発生した鉦害は直ちに認定して、減取の完全補償や復旧工事を完全にしてもらわねばなりません。ところが、資金繰りの都合で認定が何年もおくれ、見舞い金程度で過ごされた例もあるわけでございます。復旧工事が遅々として進まない状態は、農民の気持ちからいって、生活の上からも耐えられないことでございます。したがって、今回提案されました石炭鉦害賠償担保等臨時措置法改正案は、鉦害復旧の資金を強化する意味でまことにけっこうなことと喜んでおります。

でございますから、鉦害のひどい地区には、それに相当するような担保制度を強化していただきますとともに、鉦害が発生した場合、被害者と炭鉦側の利害相反する両者の交渉じゃなくして、公正な第三者の立場から、そういう機関のお方が鉦害の認定と復旧工事ができるような措置を講じていただきたい、被害者はこういうことを切望しているのでございます。

なお、この機会に諸先生や通産省関係御当局の方々にお願いしたいことがございます。

杵島炭鉱は、昨年、国鉄長崎本線肥前山口駅周辺の人家の密集地帯から線路を越えて、反当四石四斗の収穫を得られる敷合地帯に掘進を計画しましたので、地元約六百戸は、佐留志地区採掘反対協議会をつくって、採掘反対運動を続けてまいりましたが、昨年末福岡通産局から施業案が認可されました。私どもはやむを得ずたゞい条件交渉を重ねておりますが、いまだ了解点に達しておりません。

私たちの要求しておる主要な点は、次のとおりであります。

第一、家屋密集地帯及び唯一の用水源たるため池の直下並びに周辺の採掘をやめていただきたい。

第二に、この地帯は、有明海面と農地の地盤標高との差がわずか一メートル程度でございます。かつ有明海の干満の差がひどく、現状では特殊な掘門によりまして干潮時だけ排水しているわけでございますから、まあ一日のうちほぼ半日くらいしか排水能力がないのでございます。今回の採掘による陥没は、少なくとも一メートル五十センチの地盤沈下が予想されますので、排水施設や減収補償、さらに鉱害の復旧について万全の措置を講じていただきたいと思っております。

第三には、井戸水の枯渇によりまして、飲料水及びかんがい用水の不足は免れません。その他、蔬菜、果樹、畜産及び農産加工なども大なる支障があるものと思われまゝ。この点も万全の措置をしていただきたいものであります。

なお、いままで申し述べましたこととは、杵島炭鉱も善処する旨申し上げておられますが、判然とはしておりません。基幹産業でありますところの石炭産業に協力はしなくてはなりません。地上被害に対する臨時鉱害復旧措置法が非常に被害者の立場から見まして矛盾点が多いと、先ほど福岡県の方からも言われたとおり、国のほうから保護をしていただかなくては、地上権者であるところのわれわれはほんとうに窮状に押し込まれるのであります。百姓というものは、他産業へ転換をして食う能力は非常に少ないのであります。先祖から譲られたその農地だけにたよって食っているのでございます。これを剝奪されたならば、ほんとうに百姓は死ねないかとでございます。私はこういう気持ちからでございますが、なごばかり申し上げまして、非常に御無礼でございますけれども、そういう点をお含みの上、適切な立法改正の措置をお願いしたいと思います。

以上でございます。(拍手)

○中村委員長 佐藤京三君。

○佐藤参考人 ただいま御紹介いただきました石炭鉱業合理化事業団の佐藤でございます。本委員会に意見を申し上げます機会を得ましたことは、まことに光栄に存しております。

鉱区を抹消することによって炭鉱整理促進交付金を交付することに石炭鉱業合理化臨時措置法が改正されました昭和三十七年度から、本年二月末まで交付決定通知をした炭鉱は、百四十九炭鉱ございます。その年間生産数量は、六百四十六万二千トンとなっております。この鉱害量は、当団の概算額でございますが、五十八億一千六百万

円になっております。このうち、宇部地方、九州地方で五十七億三千万円、ほとんどが九州、宇部、特に九州地方にこの鉱害問題が集中しておるといふ状況でございます。したがって、宇部、九州地方を中心にして御説明申し上げます。

大手炭鉱が十一炭鉱クラップいたしました。この鉱害概算額が十八億三千二百万円になっております。中小炭鉱は九十八炭鉱で、三十八億九千七百万円という概算額であります。この中小炭鉱のうち、他にも炭鉱を経営しているものが十五炭鉱ございます。この十五炭鉱のうち、スタラップ炭鉱の鉱害量が八億二千万円、この十五炭鉱と、たゞいま申しました大手十一炭鉱の鉱害総量が二十六億五千二百万円ほどになるわけでございます。

この鉱害処理のためには、残務整理事務所等を設けておりますので、これらの負担と鉱害債務は、当該企業のビルドあるいは維持群炭鉱の負担にしております。以上でございます。

現在このビルドあるいは維持群炭鉱の借り入れ金残額は千数百億に達しておると思っております。大体この鉱害量はそれらの二、三％程度であると思っておりますけれども、現在のコストを維持していくということになりますれば、さらに企業努力が必要であるというところでございます。

次に、一社一山のスタラップ炭鉱は八十三炭鉱、その鉱害量は三十億七千万円となっております。このうち、無資力あるいは一部無資力と推定されるものが十三炭鉱で、十九億三千万円となっております。無資力炭鉱の鉱害復旧は、事の性格上、早急に復旧

されることが望ましいことは当然であります。無資力炭鉱の分が早急に復旧される結果は、相対的に有資力炭鉱の復旧がおくれるという事態も考えられますので、このためにビルドあるいは維持群炭鉱の負担増をさらに来たすということも考えられますので、こういうことのないような措置が望ましいというふうに私は思っております。

第三点といたしまして、有資力炭鉱の賠償は、当事者の交渉によって決定されるので、おのずから常識的なことと申します。あるいは償行的なことで結末を見ることが思いますが、無資力炭鉱については、交付金から配当する賠償の充当額が鉱害引き当てのための留保額の多寡によって決定されるということで、無資力炭鉱であっても非常に被害者に不均衡を生ずるといふことがあります。これについても何らかの対策を必要としないかどうかという研究問題が残っているのじゃないかというふうに思います。

以上、要約して三points申し上げましたが、ただいま御説明いたしました鉱害量は、炭鉱申し出のものを当団の立場で検討した結果の数字であります。御承知のように、九州地方の石炭採掘は、明治年代から続いております。しかも鉱業権者はそれぞれ交代変遷激しく、現実には個々の鉱害を処理することになった現在においては、これが最後の賠償であるということになります。いろいろなトラブルも生じまじゅうし、また、予定どおりの結末がつくとはちょっと思えないというふうに私は思います。このことをつけ加えまして、陳述を終わらせていただきます。(拍手)

○中村委員長 柴田文雄君。

○柴田参考人 私は、福岡県総務部鉱害課長柴田文雄でございます。石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案の御審議にあたらせていただきまして、誠にありがとうございます。委員の先生方に対しまして、心から敬意を表する次第でございます。

まず、残存累積鉱害について申し上げます。福岡県における鉱害に対しましては、戦時中の乱掘から発生しました。いわゆる特別鉱害につきましては、特別鉱害復旧臨時措置法によりまして、昭和二十五年から昭和三十一年度までに、全国の復旧額約百五億の九〇％に当たります約九十五億円の鉱害を復旧していただいております。その他の一般鉱害につきましては、臨時石炭鉱害復旧法によりまして、昭和二十七年から昭和三十一年度までに、全国の復旧額約百四十億円の七五・七％に当たります約百六億円の鉱害を復旧していただいております。昭和三十一年度から昭和三十三年末の全国鉱害事業調査によります福岡県の鉱害事業量が、既発生鉱害量で二百六億円、将来発生鉱害量二百三十八億円、合計四百四十四億円に及んでおるのでございます。ところが、昭和三十五年度から昭和三十八年度までの賠償義務者によりまして、この自己復旧、打ち切り賠償等につきましては詳細に承知いたしません。臨時復旧額は、三十五年から三十八年度までにしていただきました額は、六十二億にすぎないということから考

えられることが望ましいことは当然であります。無資力炭鉱の分が早急に復旧される結果は、相対的に有資力炭鉱の復旧がおくれるという事態も考えられますので、このためにビルドあるいは維持群炭鉱の負担増をさらに来たすということも考えられますので、こういうことのないような措置が望ましいというふうに私は思っております。

第三点といたしまして、有資力炭鉱の賠償は、当事者の交渉によって決定されるので、おのずから常識的なことと申します。あるいは償行的なことで結末を見ることが思いますが、無資力炭鉱については、交付金から配当する賠償の充当額が鉱害引き当てのための留保額の多寡によって決定されるということで、無資力炭鉱であっても非常に被害者に不均衡を生ずるといふことがあります。これについても何らかの対策を必要としないかどうかという研究問題が残っているのじゃないかというふうに思います。

以上、要約して三points申し上げましたが、ただいま御説明いたしました鉱害量は、炭鉱申し出のものを当団の立場で検討した結果の数字であります。御承知のように、九州地方の石炭採掘は、明治年代から続いております。しかも鉱業権者はそれぞれ交代変遷激しく、現実には個々の鉱害を処理することになった現在においては、これが最後の賠償であるということになります。いろいろなトラブルも生じまじゅうし、また、予定どおりの結末がつくとはちょっと思えないというふうに私は思います。このことをつけ加えまして、陳述を終わらせていただきます。(拍手)

○中村委員長 柴田文雄君。

○柴田参考人 私は、福岡県総務部鉱害課長柴田文雄でございます。石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案の御審議にあたらせていただきまして、誠にありがとうございます。委員の先生方に対しまして、心から敬意を表する次第でございます。

まず、残存累積鉱害について申し上げます。福岡県における鉱害に対しましては、戦時中の乱掘から発生しました。いわゆる特別鉱害につきましては、特別鉱害復旧臨時措置法によりまして、昭和二十五年から昭和三十一年度までに、全国の復旧額約百五億の九〇％に当たります約九十五億円の鉱害を復旧していただいております。その他の一般鉱害につきましては、臨時石炭鉱害復旧法によりまして、昭和二十七年から昭和三十一年度までに、全国の復旧額約百四十億円の七五・七％に当たります約百六億円の鉱害を復旧していただいております。昭和三十一年度から昭和三十三年末の全国鉱害事業調査によります福岡県の鉱害事業量が、既発生鉱害量で二百六億円、将来発生鉱害量二百三十八億円、合計四百四十四億円に及んでおるのでございます。ところが、昭和三十五年度から昭和三十八年度までの賠償義務者によりまして、この自己復旧、打ち切り賠償等につきましては詳細に承知いたしません。臨時復旧額は、三十五年から三十八年度までにしていただきました額は、六十二億にすぎないということから考

えられることが望ましいことは当然であります。無資力炭鉱の分が早急に復旧される結果は、相対的に有資力炭鉱の復旧がおくれるという事態も考えられますので、このためにビルドあるいは維持群炭鉱の負担増をさらに来たすということも考えられますので、こういうことのないような措置が望ましいというふうに私は思っております。

第三点といたしまして、有資力炭鉱の賠償は、当事者の交渉によって決定されるので、おのずから常識的なことと申します。あるいは償行的なことで結末を見ることが思いますが、無資力炭鉱については、交付金から配当する賠償の充当額が鉱害引き当てのための留保額の多寡によって決定されるということで、無資力炭鉱であっても非常に被害者に不均衡を生ずるといふことがあります。これについても何らかの対策を必要としないかどうかという研究問題が残っているのじゃないかというふうに思います。

以上、要約して三points申し上げましたが、ただいま御説明いたしました鉱害量は、炭鉱申し出のものを当団の立場で検討した結果の数字であります。御承知のように、九州地方の石炭採掘は、明治年代から続いております。しかも鉱業権者はそれぞれ交代変遷激しく、現実には個々の鉱害を処理することになった現在においては、これが最後の賠償であるということになります。いろいろなトラブルも生じまじゅうし、また、予定どおりの結末がつくとはちょっと思えないというふうに私は思います。このことをつけ加えまして、陳述を終わらせていただきます。(拍手)

○中村委員長 柴田文雄君。

○柴田参考人 私は、福岡県総務部鉱害課長柴田文雄でございます。石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案の御審議にあたらせていただきまして、誠にありがとうございます。委員の先生方に対しまして、心から敬意を表する次第でございます。

まず、残存累積鉱害について申し上げます。福岡県における鉱害に対しましては、戦時中の乱掘から発生しました。いわゆる特別鉱害につきましては、特別鉱害復旧臨時措置法によりまして、昭和二十五年から昭和三十一年度までに、全国の復旧額約百五億の九〇％に当たります約九十五億円の鉱害を復旧していただいております。その他の一般鉱害につきましては、臨時石炭鉱害復旧法によりまして、昭和二十七年から昭和三十一年度までに、全国の復旧額約百四十億円の七五・七％に当たります約百六億円の鉱害を復旧していただいております。昭和三十一年度から昭和三十三年末の全国鉱害事業調査によります福岡県の鉱害事業量が、既発生鉱害量で二百六億円、将来発生鉱害量二百三十八億円、合計四百四十四億円に及んでおるのでございます。ところが、昭和三十五年度から昭和三十八年度までの賠償義務者によりまして、この自己復旧、打ち切り賠償等につきましては詳細に承知いたしません。臨時復旧額は、三十五年から三十八年度までにしていただきました額は、六十二億にすぎないということから考

えますと、その後の終閉山の進行、採掘計画の変更などによりまして事業量に異動があるとは思いますが、昭和三十八年度末における安定鉱害で未復旧となっている事業量は、相当巨額な金額にのぼるものと推定されます。昭和三十七年十一月福岡県下の六つの農林事務所を調査させました、鉱害による被害を受け、その鉱害が安定している認められる未復旧農地は、約四千五百町歩にも及んでおります。昭和十七年度から三十八年度までに臨鉱復旧でやっつけました農地は約二千三百七十町歩でございますので、安定鉱害農地で未復旧となっている割合は六六・六%にも及んでおる次第でございます。

次に、鉱害処理について申し上げます。

昭和三十八年五月、衆議院石炭対策特別委員会におかれましては、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案に対しまして、石炭鉱業合理化の進展に伴う終閉山炭鉱の統出並びに鉱害問題、特に無資力鉱害の激増等の事態により、地域住民の不安が増大している実情にかんがみ、政府は、この際民生安定の見地から、鉱害処理の根本的政策を確立するよう早急に結論を出すべきであるとの附帯決議をしていただきましたが、福岡県における石炭鉱業合理化による炭鉱整理の状況を見ますと、昭和三十九年一月二十日現在におきまして、旧方式、新方式及び保安方式を加えて、全国の整理トン数千三百六十万トンの四六%に当たります六百二十五万トンにも達しております。そして、整理の対象となった鉱山の数は百九十三炭鉱にも及んでおります。

か、そのうちかなりの数の炭鉱が無資力となり、さらに、今後無資力となる予定されるものが多数にのぼるものと予測されます。だから、地域住民の不安は増大し続けております。附帯決議で御指摘になりました鉱害処理の根本的対策の確立を渴望する事態が到来しておるものと思われまします。政府におかれましては、これらの事態に対応するため、昭和三十八年六月、臨時石炭鉱害復旧法の一部改正にあたりまして、鉱害復旧促進地域指定の制度を設けられ、三十九年度においてその基礎調査に必要な経費を予算化され、また、昭和三十八年七月、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法を制定せられ、昭和三十九年度予算で、鉱害賠償基金に対する出資の増加及び財政融資措置を講じられ、さらに無資力鉱害の処理につきましまして、これが促進をはかるため、三十九年度予算において無資力復旧分の経費を大幅に増額する措置がとられておりますが、この程度の対策では、累積鉱害の処理と激増する無資力鉱害の処理には十分ではないと思われまします。昭和三十九年度の全国復旧費予算を見ますと、昭和三十八年度の予算に對しまして、総額では二二・三%の伸びを示しておりますが、有資力分の伸びは一〇%にすぎません。ほとんどの被害民が究極のお願いとしております臨鉱法による復旧に對しまして、賠償基金による恩恵がいささか少ないように感ぜられます。ことに、物件別鉱害量中約六〇%近くを占めます農地に対する有資力分の復旧費の伸びは〇・二%にすぎないわけでございます。ただし、三十八年度予算に對する

三十九年度予算の上昇率も、将来における物価の上昇等を考えますと、復旧事業量は前年度よりかえって減少するのではなからうかと憂慮する次第でございます。

一例として、福岡県の無資力鉱害の状況を申し上げますと、三十九年度予算におきまして、全国七億円の無資力復旧費の七〇%に当たります約五億円の復旧費が割り当てられる予定と承っておりますが、すでに無資力と認定されているもの、また近く無資力認定を予定されているものの復旧費は、約二十九億円に達すると承っております。

もしその数字が正しいといたしますと、この鉱害を復旧するだけでも、昭和三十九年度程度の予算では約六年を要することになります。ために、多数の被害民、特に農民は、閉山した年度ぐらゐは交付金から、減収に對しますところの年々賠償がもらえましようが、次年度からは年々賠償ももらえなくなりまします。しかも、その後長期間、復旧してもらえないということになり、生活不安を招き、国や県や炭鉱業者に對する不信、不満を増大させていくことになると思われまします。また、炭鉱の経営状態が悪く、賠償基金の貸し付けの対象とならないために、賠償が著しく遅延しているものが出ております。そこで、この際、たとえば巨額の累積しておる安定鉱害を早急に一掃するために、特別鉱害復旧のときのように、国が復旧の対象を認定して、しかも高率の補助を出して復旧をはかっていただくか、あるいは国策として強力に遂行されております石炭鉱業合理化政策に伴って整理される鉱山等の鉱害復旧については、国が納付金

も負担して先に復旧を行ない、あとで賠償義務額等を国に返還させるといような対策を樹立されたいと思ひます。

次に、臨時石炭鉱害復旧法の問題点について申し上げます。

第一に、地方公共団体の財政負担についてであります。急速な終閉山に伴いまして鉱害処理による地方公共団体の財政負担が激増するということがつきましては、さきに地方財政法を改正していただきまして起債の対象とするとともに、地方交付税法を改正いたしまして、起債の元利償還金を補てんするという措置がとられておりますが、なお最終的な地方公共団体の純負担率は、地方公共団体負担額の三八・四%程度となるわけでございます。財源の枯渇いたしました産炭地域の地方公共団体の財政を圧迫することになりますので、この負担軽減のために、復旧費に對する国庫補助率を大幅に引き上げるとともに、鉱害復旧事業債に對する普通交付税の額の算定上の種別補正を公共災害復旧事業債並みに引き上げていただきまして、起債の元利償還金をまぐる普通交付税で見るといふようにしていただきたいと思ひます。

なお、現行の負担割合は、無権、無資力復旧がきわめて僅少であった時代に制定されておるために、公共施設及び家屋復旧の場合、すなわち地盤等復旧費の無権、無資力の負担割合は、有資力の場合の賠償義務者の負担分を、国と公共団体とで折半するということになっております。すなわち、地盤等復旧費の場合を例にとりますと、有資力の場合、国が四〇、県が一〇、賠償義務者が五〇、こうなっておりますが、無権、無資力の場合は、国が六五、県が三五となるのでございます。このような比率は公共団体に非常に酷であると思われましますので、改正をしていただきたいと思ひます。

第二に、鉱害復旧水道及び終閉山に伴う引き継ぎ水道について申し上げます。

鉱害復旧水道に對しましては、昭和三十九年度も、前年度同様、有資力の場合には二五%の国庫補助が考慮されておりますが、他の公共施設に比しまして著しく低率でございます。これは収入を伴う事業であるというために低率に押えられておると思ひますが、復旧の対象が、有資力、無資力ともに累増しておりますし、前述いたしましたとおり、無権、無資力復旧の場合には、市町村の負担は三七・五%にも達するわけでございます。現在の疲弊しております市町村財政では負担にたえ得られませんので、この際国庫補助率を引き上げていただきたいと思ひます。聞くところによりますと、地盤沈下による工業用水道の復旧につきましまして、国庫補助率が三十九年度から三〇%に引き上げられたということでございますが、そういう事例があまり見られませんが、鉱害水道の復旧についても特別の措置を強力に進めたいと思ひます。

また、終閉山に伴う引き継ぎ水道の問題につきましましては、昭和三十八年五月の臨鉱法の一部を改正する法律案の附帯決議で、「終閉山後の上水道等を地元市町村に引き継ぐにあたっては、市町村の過重負担とならないよう適切な措置を講ずること」と指示されてお

りませんが、昭和三十一年度において
は、やはり三十八年度と同様、便宜的
に二五%の国庫補助金が、総額で一千
万円計上されているにすぎません。福
岡県下では、昭和三十一年度で十三の
市町村が工費一億九千万円で引き継ぎ
水道の施設の改善を計画せざるを得な
いような状態に追い込まれておるわけ
でございます。こういう状態でございます
ますので、さしあたり国庫補助金の確
保をはかってもらいますとともに、將
来はぜひとも高率の国庫補助の制度化
を実現していただきたいと思ひます。

第三に、暫定補償費、かんがい排水
施設の維持管理費の問題について申し
上げます。

現行法によりますと、無権、無資力
農地復旧の場合の暫定補償費、かんが
い排水施設の維持管理費につきまして
は、鉱害復旧事業団の事務経費で措置
されているにすぎませんが、復旧工事
に要する他の費用と区別すべき理由に
乏しいことからいたしまして、石炭鉱
害対策審議会の答申にもあるとおり、
有権、無権、無資力を問わず、これら
を国庫補助の対象として鉱害復旧の促
進をはかるべきであると思ひます。

第四に、特別鉱害復旧臨時措置法に
よって設置いたしましたかんがい排水
施設の終閉山後の維持管理について申
上げます。

このことにつきましては、昭和三十八
年五月の附帯決議で「終閉山後のかん
がい排水施設の維持管理については、
臨時石炭鉱害復旧法の規定による維持
管理の方法に準じて適切な措置を講ず
ること」と指示されておりますが、特
別鉱害復旧臨時措置法で設置したかん
がい排水施設につきましては、三十九

年度においても当該年度における維持
費のみが予算措置され、恒久的な制度
としての維持管理基金を設けるまでに
は至っておりませんので、現行法で新
たにかんがい排水施設を設けた場合と
著しい差異があり、施設の更新及び管
理費の負担について将来に不安を残し
ておりますので、国庫補助による維持
管理基金を設定していただきまして維
持管理の主体を明確にするとともに、
終閉山する鉱山が従前から維持管理の
経費を負担しておりますプール資金制
度及び鉱害賠償の解決手段として設置
しましたかんがい排水施設につきまし
ても、同様の措置を講ぜられるべきだ
と思ひます。

第五に、鉱害家屋自体の復旧費と營
業補償費の問題について申し上げます。

家屋の復旧の場合には、家屋自体の
復旧費が補助の対象となっていないこ
とによりまして、地盤を復旧するとき
は、それに伴い家屋についてもある程
度の手入れができますが、その地盤の
被害があまりにも大きくて復旧できな
いという場合には、家屋の移
転、改築その他の手入れができないと
いう矛盾がありますので、鉱害家屋自
体の復旧も国庫補助の対象とされます
とともに、営業補償費についても同様
国庫補助の対象とされるべきと思ひわ
けでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

(拍手)
○中村委員長 村坂頼君。

○村坂参考人 炭鉱所在市町村、全国
鉱連を代表いたしました村坂が発言を
させていただけます。こうした私たち
の悩みを知っていただく機会をいた

きましたことを、まことにありがたく
存じます。いろいろ先ほどから前者の
方々からお話ございましたので、で
きるだけ重複を省きまして、地方公共
団体といたしましてのお願いを申し上
げたい、かように存するわけござい
ます。

先ほど石川さんが非常にきびしい発
言をなさったようでございますが、臨
鉱法とかいって、生まれまして
法律が一応年を切りまして時限法に
なっておりますことでございます。

おそらくこの時を切られるということ
は、少なくともこの期間に、それらの
発生するであろうという諸問題を解決
されるという前提の上において、この
時限というものが設定されておる、私
はかように解釈するわけございま
す。そういったしますと、はたしてこの
期限内にそうした計画の線によって復
旧というものが完全化されるかどうか
か。おそらくそういうことは織り込ま
れておるのではないかと存じますが、
私たちの想像しますところでは、そ
うした期間内にお自後存続していく
炭鉱経営のある限り、そうした時限法
によつて処理できるのかどうか、
非常に疑わしく存するわけございま
す。時限の切れぬうちに、私たちは
忙しい中を自後の処理のために、また
多数の者がお出かけてまいりまして、御
列席の諸先生その他の御先生方を通じ
まして、延期の問題等で終始何回か運
動を続けてまいりました。血のじむ
ような思いをいたしました時限の延期
をお願いしておる、こういうことで
ございます。しかし私は善意に解釈いた
しまして、この時限法が生まれた以上
は、将来へかけての問題はこの時限内

においてある程度の解決を見得るもの
だという、ありがたいという気持ち
持っておりますわけでございます。

同じ被害者と申しまして、地方公
共の被害は一番弱い被害者でございま
す。一般の被害者と事変わりまして、
炭鉱経営者はやはり同じ地区住民でござ
います。したがって炭鉱不振の
かどによりまして税金等が滞納になりま
した場合には、強制執行等のことをやりま
して炭鉱を閉山に押し込むというよ
うなことはやり得ないわけございま
して、そういう際にはおおむねやはり
一般の被害者は、被害の問題で炭鉱側
に押しかけておるわけございま
して、私たちはそれを無視しなくて
はなりません。そうしますと、最終
的な閉山処理の段階になりましたとき
に、何も得るものがないといったよ
うな状態になっておるわけあります。
些少のことについては私たちは決し
て、炭鉱経営者に対しては協力を申
し上げる意味で、申し出はしておりま
せん。

しかしながら、終末処理に對しまし
て一番私たちが迷惑に感じますこと
は、合理化事業団でございしますが、
この合理化事業団は終末処理のため
に、最終処理のために、必ず打ち切り
補償的な同意承諾書を炭鉱側からもら
いおるわけでございます。しかもその
内容たるや、将来恒久的にこの鉱害に
對しては異議は申し上げません、こ
ういふことが一点と、とき変わらな
い、ほかの一点は、鉱害はない、鉱害
地でないというひとつ証明をもらいた
い。私たちは通産省の役人でも何でも
ございませぬ、そうした証明を書くゆ
えんはないわけでございますが、し

かしそれをやってもらわれないとあとの
処理ができない。被害者も非常に困
っておる、すべての処理は終わって
おる、こういうことになりまして、最
終的には、一札ください、いかなる場
合におきましても御迷惑をおかけいた
しませんので、ひとつ証明だけには判
を押していただきたい、こういう事例
があるわけでございます。しかもその
証明も現状において支障がないとい
うような範囲であれば、私たちが問題
はございませぬが、そういう合理化事業
団のあとくされを断つための処理にそ
ういふ圧力がかかってくることは、
大きに迷惑するわけでございます。こ
の辺はひとつ、幸い合理化事業団のほ
うからもお越してございしますが、十分
お含みをいただきまして、そういうこ
とのないような方向にいたっていただ
きたいと存するわけでございます。

それから、次の問題といたしまして
私たちの一番悩んでおりますものは、
先ほどから問題になっておりますが、
有資力者で鉱害はある、認定はされて
おるけれども、鉱業権者の承諾を得な
いためにどうしても復旧ができない、
こういう場合にはむしろ、無権者であ
り、無権であったならばこういう面
の問題が解決できるのじゃないか。先
ほど鉱害課長が申しましたが、それによ
る地方財政の圧縮についてはお考えを
いただかなくてはなりません、やは
り鉱業権者が承諾をしないから復旧が
できないというこの内容、処置に大き
な問題があるのじゃないか、かように
考えるわけあります。したがって、
前者のことはをかるようございませ
ぬが、少なくとも今後の問題といたしま

しては、鉱害である、復旧を要すると

いう認定をいたさなければ、業者がこれを肯定するといなどを問わず、合理化事業団なり、あるいは復旧事業団においてその工事の施行のできるような方向に持っていくていただきたい。こ

とばをかえて申しますならば、国の責任においてこうした工事の施行をやっていただきたい、これを願っていますと存するわけでございます。

それから次の問題といたしましては、この金銭賠償が金銭賠償によって行なわれておるといこととでありまして、この金銭賠償によりまして行なわれておるとの処理が、たいして支障のないものもありませんが、これが大きく当地に影響を及ぼす事態がたくさんあるわけでございます。道路が沈下をして、金銭賠償によって話はいつておる。ところがその地点は沈下してありますので、道路のかさ上げをやらなくてはならない。かさ上げをやりま

と、家が沈下をしておるので、その地区は道路を上げておるは困ると言う。自然、沈下しておるその周辺は、やはり排水が思うようにまかせませんので、通行人も大きな迷惑をこうむっておりますが、同時に疲弊きわまりないものがあるわけでございます。こういうことを考えあわせるときに、たとえ事業者なり被害者が強圧するといなどを問わず、やはり金銭賠償によって解決すべきであるか、絶対に復旧に持っていくてはならないのであるか、この二点は十分調査検討される必要があるのじゃないか。これにより私たちの地方公共団体が大きな迷惑をこうむっておることは、非常に甚大なものがあるわけでございます。十分ひとつお含みを願いたいと存するわけでございます。

けでございます。

その他の問題といたしましては、鉱害の対象にはなっておりませんけれども、水洗をやるために遠賀川のごとき非常に汚濁度が高いわけでございます。地区民の要請によりまして上水道の設置をしてありますが、汚濁度が高いために、伏流水で緩速濾過でやれるものが、急速濾過の設置によってこれの建設費が相当高く、あるいは維持管理費が相当普通の水道設備に比べまして高上がりまして、地方公共団体の大きな財政的負担になっておる、こういう点について検討いたしておりまして、そうしたしわ寄せの面を十分お考えを願いたい、かように思うわけでございます。

次には、先ほど県のほうから出ました、閉山によりまして水道移管の問題が生まれております。三十八年度に全国で十三カ市町村がこれの工事に当たったわけでございますが、実は、法律の措置をとるまでは、その実を結ぶまではということでございますけれども、緊急やむを得ざる事態のため、三十八年度にそれらの町村では、工事の施行をやっておるわけでございます。これに対して簡易水道並みの処置を講ぜられておりますので、私たちは厚生省に参りまして、あるいは通産省に参りまして、三分の二の高率補助をお願いしたい、しかもその事務費を削るとは何ごとぞというふうな御相談を申し上げまして、大蔵省の主計官ともお会いをいたしました結果、かろうじて事務費だけは認められております。ところがすでにこうした既成の事実を見ました場合に、今後たかさんの

この終閉山により処理しようという改

良水道の面を、四分の一の現行の政府補助によって、地方財源を継ぎ足してやれるだけの可能性があるかどうか、非常に疑問視されておるわけでございます。背に腹はかえられないという観点から、十三市町村は三十八年度に施行いたしましたけれども、三十九年度におきましても同じようなケースがとられておりますが、ぜひともこれに対する高率補助の点はお考えを願いたい、かように思うわけでございます。

いろいろこうした処理をお願いを申し上げましたことは、私はやはりこの処理をするためには、少なくとも權威のある、もう少し権力を与えた機関が必要ではないか、かように思うわけでございます。もしそういうものができないとするならば、現在の合理化事業団あるいは通産省、鉱害復旧事業団、これらのものが認定をしたものについては、先ほど申し上げましたが、鉱業権者が承諾するといなどを問わずに、これにかわって施行し、あるいは先ほど申し上げました金銭賠償等もあわせて進められるというのか、あるいはもしそれができないならば、こうしたものを処理する一つの別途の機関を設けまして、基礎的な調査をいたしまして、そうして基金に対処するところの積み立て金等の要請等もさせる、こういうふうな方向に持っていくていかれること

が、この処理の上において非常によろしいのじゃないか。そうでございます。あと、復旧事業団は復旧の事業をす

と、一方の縦の線のほうは終始一貫して進んでおります。合理化事業団はその合理化についての事務処理一辺倒である、あるいは通産省、通産局のほう

では通産事務の一方的な歩きでありませう。さらにわれわれの要望、被害者の要望というものがその願っておるところの、直管しておる関係省の一つの事務的配慮の中に事態の交渉があったところに、この被害者に対する諸問題というものの解決が遅々として進まないのじゃないか、かように存するわけでございます。

問題の要点を集約して申し上げますと、願わくば国の責任において、先ほど前者が申しましたように、この鉱害復旧に対しては国が責任を持ってその工事の復旧に当たっていただきたい。もしそれができないならば、それにかわる別途の機関か、あるいは先ほど申し上げました合理化事業団、復旧事業団、通産省通産局、その三者が一体となつて、そういう權威のある復旧工事の施行の線に進んでいかれますことを特にお願いを申し上げます。かように存するわけでございます。私たちが特にこの復旧を急いでおりますのは、御承知のように、現下の炭鉱所在市町村は、産炭地の振興に懸命に努力しております。工業誘致にも懸命に努力いたしておりますけれども、精密機械等をやるどころの企業では、沈下のおそれがある、陥落をしておる、こういうことによりまして、現在ではそういうふうな高度な工業誘致ということが望み薄な状態でございます。こういう面等を考え合わせますときに、少なくとも私たちがそうした基礎条件確立のために、少なくともこの鉱害復旧につきま

しては、全面的な諸先生方の御理解により、新しい立脚点の上に立ちま

して、強固たる基礎の上に立ちま

切にお願いいたしましたして、時間の関係で私の意見の口述を終わります。(拍手)

○中村委員長 これより質疑を行ないます。質疑の通告がありますので、これを許します。井手以誠君。

○井手委員 復旧事業団の天日さんに、事業団の経営について一点だけお伺いいたします。

復旧事業団の業務が法律改正でだんだんふえてまいりました。あなたの口述のとおりです。それからまた合理化事業団の佐藤さんの話では、無資力炭鉱の鉱害は、五十八億円という鉱害に対して十九億円、福岡県の鉱害課長の話では福岡県下だけで無資力炭鉱が二十九億円だと言われておりますが、こういう無資力炭鉱からは、鉱害の賦課金はとれないと思っております。そうなりま

すと、事業団の経営がなかなか窮屈になりますから、とってはならない被害者や市町村に対して、賦課金を強制したり寄付金を強制されておる事実があります。この点については別個に私は審議したいと思っておりますが、本日は天日さんも時間の関係で申し落されたのかもしれないが、一番大事な復旧事業団の経営について、いわゆる事務経費の補助が現在一・八三でございますが、無資力炭鉱がこれほどふえてまいりましたとて、もやっていますものではないと、私は実は同情申し上げます。それで一体いまの経営の状態はどういう内容であるのか、どのくらい国庫の補助があればやっていると、その点について理事長のお考えを承っておきたいと思

ます。

お尋ねに対してお答え申し上げます。おしかりと同時に、非常に御理解のあるおことばでありまして、おわび申し上げると同時に、感謝申し上げます。先刻来他の方からも、私が申し上げなければならぬはずのところを、省略して抜けておいた点を申し上げてくださったのであります。けれども事業団に關係がございませぬが、いま先生のお尋ねになりました根本の問題はしばらくおきまして、当面増大しつつある無資力鉱害復旧を事業団の責任において進めてまいりませぬか、何と申しても一年でも早く、一日でも早く処理しなければならぬわけでありませぬが、核心に触れまして、事務経費の点であります。事業団の事務経費というものは、実は有権者がある場合の炭鉱からの賦課金といたしまして四・八を認可を受けてもらっております。それが一つの財源であります。それからもう一つは、工事施行者を通じて政府から、いまお話のありましたとおり、一・八三％を事務経費補助という形でいただいております。これがおもとと思っております。そこで無権者鉱害の増大に伴いまして、実は法定支払い義務と私は個人で名前をつけておりますけれども、一つは無権者家屋を復旧いたします場合には、炭鉱がありませぬ場合には炭鉱が負担すべきはずの部分でありませぬものを、復旧事業団がある部分を負担するように先年の法律改正でおきめになっておるのであります。第二点は、先刻お話が出ましたとおり、昨年の法律改正によりまして、非常にいいことではあります。無権者鉱害の賠償、農地の場合におきま

て、従来は出ませんでしたところのいわゆる暫定補償、法律の中には暫定補償という用語はないのであります。七十三条の規定によって計算されるべき補償金ということでございます。復旧いたしましたも数年の間は、熟田化するまではある時間を要する、その間は鉱害発生前の生産量を回復するには至らない、鉱害発生前の生産量より生産量が落ちておる、その落ちたお度合いを金銭に換算されまして、農林大臣から事業団に支払うように通知をいただくように法律ではなっております。その支払いはしていただくように法律が改正されました。それからもう一点は、先刻お話が出ましたとおり、かんがい排水施設の維持管理の基金ではございませぬが、その毎年のポンプの運転費用と申したほうが早いであろうと思っております。その費用を支払うようにという、以上三点が法定義務として加わったわけでありませぬ。これに對しまして、政府のほうからは、従来事業団というものが設立の当初から一％の事務経費の意味で補助をいただいております。昨年の、あとから申し上げた無権者の暫定補償とかが排水施設の支払いが法定義務として課せられましたのに伴いまして、〇・八三を加えて一・八三％になったのでございます。しかしながら計数的に比較いたしますと、一・八三％程度では私が申し上げた三つの法定支払い義務を履行してまいりませぬ状況は、年々の総事業量、有権者の事業量、また無権者の事業量によりまして異なりませぬが、私が概算いたしましたところによりまして、三十八年度から

四十六年度まで一応押えてみたのであります。この間におきまして、この三つの法定支払い義務を履行するためには、私の計算によりまして四億三千二百九十四万円、これはこまかい数字でありますけれども、私の計算によりまして一・八％でいたただく金額が、この程度にならうかと思っております。差し引きいたしますと、二億八千四百九十九万円の不足という数字になるわけでありませぬ。これは三十八年から四十六年までを一応想定いたしましたわけでありませぬ。しこうして、三十八年度はまさに終わらんとしております。それから三十九年度の予算はすでに国会に提出されて御審議になっておりますので、これはにわかには三十九年度において改善、改良されることはいささか御無理かと推察いたすのであります。したがって、もしも手をお加え願って、この事務経費の補助率が改正されることになりましたら、その時期は四十年以降でなくしては実現いたしにくいのではないかと、これは野人として思うわけでありませぬ。さような計算でまいりますと、年によって、率によっていろいろ変わりますけれども、おしなべて、総平均として考えてみますと、当初からありました一％に不足部分と、当初からありませぬ一％に不足部分とをカバーして、まずとんとんになるという数字を生み出すためには、私の計算によりまして、四・二、三％くらいにならうかと思っております。これをラウンドに考えまして、四・五あたりがまず適当なところではないかと思っております。少しく四・二、三と四・五

とは開きがありますけれども、無権者鉱害復旧はふえることはあっても、減ることはいないだろうというところを一つ胸に描いております。と申しますのは、そのような試算をいたしましたその翌日からすでに、無権者鉱害はお前の考へておられたよりもふえておるというところを聞き取って聞かれました。これは先刻お話がありましたとおり、無権者が当初三十何億という想定であったのが、それがあつた四十億台になったり、五十億台になったりいたします。そのようなことで、いま申し上げたのは、私個人としての概算の率であります。なお、もう一つおしかりをいただきましたが、法律的には強制すべきものでもなく、また率直に申し上げますと、お願いをしたことは決して否定いたしません。できることならば、無権者鉱害地区におきまして事業団が仕事を進めていくには、人手もよけい要ることでありませぬから、ある程度の事務経費の御援助を願えればいませぬ。また事実過去におきまして、あるところの例でありますけれども、当時無権者鉱害復旧がようやく緒に付いた、取り上げられたばかりでございまして、やはり困難を感じたものでありますから、いろいろ地元の方々にお願いをいたしましたところが、あるところでは町の規程をおつくりくださいまして、ある程度の金額を被害者の方からお納め願ひまして、そのうちのある部分を事業団にお渡ししたということがあります。したがって、これらの取

入は法規に基づくものではございませぬので、当然寄付金という形でちょうだいした性質のものだと言わなければならない。いまもお尋ねがありました。そんなことは強制できるものとは夢さう考へておられません。全くお願いした気持ちであります。なおその間に、事業団の状況をおわりの方が、事業団に理解と同情のあまり、事業団にかわつていろいろと地元の方に話をさせていただいた御好意の結果で、この点感謝すると同時に、私のほうの關係の者がことばの足りなかつた点、あるいは態度に欠けるところがあつた点は、この機会におわび申し上げます。とりあえずこれだけお答えいたしておきます。

○中村委員長 滝井義高君。
○滝井委員 天日さんにひとつお尋ねしたいのですが、いま石川さんからも鉱害というものは全部を国がやるべきだというお話がありました。法律的には旧方式では、炭鉱が第一の賠償の責任を持ち、炭鉱がやれなければ、その炭鉱を買上げた復旧事業団が連帯責任を持つて復旧したわけですか。ところがそういう連帯方式では事務が滞滞するということで、これを新方式に改めて、交付金と鉱業権者の財産で鉱害復旧を全部おやりなさい、合理化事業団は連帯責任なし、こういうことになつたわけですね。この結果、一体鉱害復旧が進捗する情勢が出たのか出ないのかということですか。お聞きしたいのはそこです。

それからついでに、今度佐藤さんにお尋ねしたいのは、さいせん三村さんからもお話がございましたが、鉱害の分割ですね。炭鉱がいよいよあなたの方に売りに出そうという二、三カ

月前になりましてから、急にAという
鉱区をABCと三つに分けること
も可能だし、二つに分けることも可能
です。そうしてできるだけ鉱害の多い
ところ、それから住宅の密集している
ところを分割して、他の、滝井義高な
ら滝井義高という別の鉱業権者にやっ
てしまおうわけです。そうしてあと売り
に出して、あなたのほうから交付金を
もらう。今井さんが石炭局長の時代に
は、こういう形のものはないように
に指導します、こういう方針だったわ
けです。ところが最近新しく、第二会
社方式というのが非常にやってみて始
めたわけです。そうすると、今度は第
二会社というのが残るわけですから、
そこで鉱害の多いところは第二会社に
残して、鉱害の少ないところを売りに
出してしまおう。そうすると、大手なら
大手で第二会社をつくと、大手は今
度はその責任を免れるわけですね。こ
れは連帯責任がありますけれども、も
う大手の山を解いてしまつて東京へ
行ってしまつたら、なかなか被害者は
あとを追うことができない、こういう
ことになるわけです。こういう場合の
処理方針ですね。鉱区の分割は、いま
言ったような責任をのがれる一つの変
形です。第二会社に鉱害の多いところ
を残してしまおう。そうしてできるだ
けそれを先に延ばすか、あるいは免れ
る方針をその間にゆくり考える。い
わばこれは少し悪質になるわけでは
ないけれども、そういう場合には、分割した
その鉱区を買ってはいかぬのじゃない
かと思うのです。やはりその大手なら
大手のものにしておいて、最終的に処
理をする。その間はと言った基金か
ら金を借りてあなたのほうがおやりな

さい、こういう形にしておいてもら
ぬと、これを三つも四つも大手が分割
してしまつて、そうして石炭の残つて
おるところと鉱害の多いところだけを
第二会社に残していかれ始めたら、こ
れはたいへんなんです。こういう点を
一体どう考えておるのか。

それからも一つ佐藤さんにお尋ね
したいのは、さいぜん村坂さんですか
どなたからあったんですが、合理化
事業団が最終的に買収した炭鉱と市町
村との間で公共施設を片づけさせると
きには、まず物件を列記しますよね。
何々川の何橋、どこの道路、どこの公
民館、どこの学校、そしてこれだけの
もの以外はもう鉱害がありませんとい
うことで、鉱業権者と市町村とが契約
を結んで、その契約書を今度は合理化
事業団がとらないと、交付金をもらえ
ないわけですね。そこでじゃあ手の手
から水が漏れるというか、町村はこれだ
け列記しておいたらたいがい大丈夫と
思っていたところが、二年ぐらいたつ
てみると、どっこいそうはいかない。
あの橋もあの学校もあの炭鉱の鉱害の
ためだということを言ってみても、あ
との祭りです。合理化事業団にいつ
てみたところが、交付金は払つてしまつ
て、ほかにはありません、あなたのと
ころは鉱業権者とこういう契約を結ん
でおるじゃありませんか、こうなつた
場合には、その契據と云うものはもう
お手あげなんです。こういう場合もや
はり、あなたのほうで責任を持つてく
れる形をとらないと、いかぬというこ
とになるわけです。そこでこのことは
一番初めの質問に戻ってくるわけ
です。もとの方式のほうがよかつたん
じゃないか。いわゆる最終的に無資力

に追い込んでいってやろうということ
だんだん流行してき始めたとするなら
ば、鉱害の最終責任というものは、で
きるだけ鉱業権者にやってもらうけれ
ども、鉱業権者がもうお手あげになつ
たならば一切国が責任を持つてとい
うもの連帯方式に戻つたほうが、時代
の進進に合っている、こういう感じが
するわけです。ひとつその三点を佐藤
さんと天日さんからお答え願いたい
と思います。

○天日参考人 滝井先生のお尋ねの第
一点につきましてお答えいたします。
私は、こう思っております。合理化
法が一部改正になりました、いわゆる
新方式が採用されたのは御指摘のと
おりであります。旧方式におきまして
は、売り渡した炭鉱と合理化事業団に
鉱業法上の連帯責任があったことは、
御承知のとおりであります。しかるに
政策的に新方式というものが採用され
たのだと、私は思っております。しか
しながら私の未熟な法律知識をもつ
て判断いたしましたときには、ことは
が悪いかもしれませんが、はなはだ奇
怪なことであつたと実は思つておりま
す。と言いますのは当時、これは誤聞
であれば取り消しますけれども、私が
聞きましたのは、なぜそうなつたのか
という理由といたしましては、道徳塗
説であるかもしれないけれども、新
方式においては合理化事業団において
買い上げる場合に、鉱害量の算定とか
調査にはなほだひまどつて買い上げ業
務の進行がおくれるから、それは合理
化の推進がおくれることだといふふう
に、記憶違いでなければ、聞いた記憶
がございます。しかしながら考えてみ
ますならば、それに対処する方法とい

たしまして、調査のほうがおくるた
めに買い上げがおくれるなら、調査の
ほうを促進する対策をまず考へて、そ
れが不可能な場合においてこそ第二段
の対策に入るべきだつた。日本の法律
上におきましては、鉱業法が厳然とし
て原則法として残つておつたわけだ
ございますけれども、鉱業法上の連帯義
務がありましたのに特別法をもってお
変えになつたのは、政府並びに国会
の、国家の最高の意思だと私は承
たしております。ただし、法律論とし
て疑義のあるところであつたと思つ
ております。私が当時あるところで聞
かれましたときに、それは鉱業法の精
神に反する措置ではないのかと言いま
したが、一野人の布衣の言は天下に通
りませんでしたけれども、結果としま
しては、大きな合理化ということを推
進するためにより大きな法益を保護さ
れる御趣旨だと私は了解しておつた
わけです。

ただ、お尋ねの核心に触れまして、そ
れが鉱害復旧のためによかつたのか悪
かつたのかという点になりますと、職
責上もう少しお答えしなくちゃならぬ
わけでございます。この点は数量的に
はちよつといまにわかにかんがへる
ますが、合理化事業団が連帯責任が
なくなりました関係上、いわゆる政府
から新方式で取り次がれますところ
の整理交付金だけでは鉱害処理ができ
なくなつてきたものが、無権者鉱害復
旧の処置にだんだんなりつつあること
は、御承知のとおりであります。しこ
うしてこの無権者鉱害復旧のために
は、御承知のごとく、政府の補助予算
も次第に逐年増大いたしてまいつてお
りますから、量的には、もとのまま

であつたほうがよかつたのか、新方
式、いわゆる無権者復旧という形に
入つたほうがよかつたのかということ
は、数字を申し上げてお答えするには
もう少し調査を要するかと思ひます
けれども、方法としましては、いいか
悪いかは別として、国家のあなた
かい手が別途差し伸べられることには
なつておるわけでありませぬ。ただそれ
に関連しまして、先刻来お話しが
出ましたとおり、交付された整理交付金を
もつて何年間補償がまかなえるか
と、あるいはその場合に、鉱害として
の申し出についてある程度の、何とい
うことばが適当か存じませんが、工
作といひますか、話し合いと申します
か行なわれることについての弊害が
伴つておることも、一面事実のよう
でございます。しかしながら、法律上は
おそらくこういうことになつておると
思ひます。その鉱害の申し出がかりに
所定の時期になくても、法律的には義
務は解消してないはずでありまし
て、残存しているわけですね。ただ資力
がないために、それは無権者扱いをせ
ざるを得なくなつた、こういう点から
見まして、復旧事業団にその分のしわ
が寄つてくるという帰結であるのかと
思つております。量的にどちらがよ
い復旧したであらうかという点は、数
字を調べてから申し上げさせていただきます
と思います。お許しを願ひたいと思ひま
す。

○佐藤参考人 ただいま滝井先生お話
しの、第一点の鉱区分割問題なんです
が、私いま条文を記憶しております
のでお答えできないのですが、確かに
今井局長がお話になつたような意味の
ことが、若干どこかに盛られておると

思います。ただ合法的に分割されてくるといふときに、全部の買上げがでないといふような法律構成になっておるといふことでございます。したがって、あとの鉱害処理をどうするかという問題が残るわけなんです。たとえA鉱区とB鉱区に分割された場合に、A鉱区の交付決定とB鉱区の交付決定がわりあい近いという場合は、同一鉱業者であるし、その交付金をプールして賠償処理計画を設定したらどうかという方針でおります。

それから第二会社の問題も、法律的に買わないといふような根拠的なものはないのじゃないか、おそらく話し合いといふようなことにしかならぬのじゃないかといふふうに思います。それから第三点の、旧方式のほうがかつたんじゃないかという御意見なんですが、私は、連帯責任自体が非常に問題がある、事業団の立場からいえば、そう言えると思うのです。というのは、事業団はたしかに従来、鉱区買収は鉱業法上の連帯責任をとった。しかし事業団の鉱区買収というものは非常に制限されて、単に鉱区だけを保有しておるといふ鉱業者にはない。しかし鉱害賠償を完全に済ませるといふ機能を持たせるならば、先ほど来参考人の方からお話があったように、一つの鉱害対策の面として処置していくといふ話であればわかるような気がするのですが、単に鉱業法上の原則で、連帯責任をとるのだといふことで、そこに何らの対策がないのじゃないか、それから公共施設の問題です。これは現行法のたてまえが、当事者賠償主義をとっておるわけでございます。

それでそれから加害者と被害者がそこ、鉱害じゃない、あるいは賠償しないという契約があれば尊重せざるを得ないという、当事者賠償の原則から私にきていふといふふうに理解しております。

○滝井委員 その場合に、あとでわかってくるわけですね。これは鉱害であった。たとえば浅所陥没なんか起こった場合、あなたのほうに責任をお持ちになるわけですね。ところが町当局と鉱業者とが契約を結ぶ場合に、列挙主義です。列挙していません。何々小学校、何々橋、何々道、何々公民館、これだけが鉱害であって、これ以外は鉱害はありません。こういう契約を結んで、それによってあなたのほうにその書類を鉱業者が出してあります。ところがずっと一年か二年してから、浅所陥没と同じように鉱害が起ってくる。その場合に一体その責任というのは、明らかに鉱害があるんだから合理的に事業団にとってもらいたいといつても、事業団は、あとのときの契約があるからだめです。こうなること、これはたいへんだ、こういうことなんです。その場合は、鉱害があるといふことがはつきりすれば、認めてもらわなければいけません。そういうことを言っておるわけですね。

それからもう一つは、前のほうで私がお尋ねをしておるのは、鉱害復旧の事務量が、無資力で肩がわりをされたと天日さんおっしゃったけれども、その無資力にするのたいへんな事務が要るのです。連帯責任なら、その事務が要らぬわけですね。被害者は合理化事業団にいささかえすべいいいのです。ところが無資力にする、いま言った

年々補償の問題とかいろいろの問題が、鉱業者ではなくして自治体が相手になってくるわけですから、違ってくるわけですね。そこで事務処理からいっても、連帯責任のほうで、佐藤さんのほうにいけば全部問題が片づく。しかしそれだけ佐藤さんとしては、人数をふやしてこれに当たってもらった方がいい。だから鉱業者は、無資力という形じゃなくて、敢然と、鉱業者イコール国の代理である合理化事業団、こういう形にしろたらいいんじゃないかといふことを聞きたいのです。

○天日参考人 先刻の私のことは足りなかった点もあると思うのですけれども、ただ私は、率直にこう感じます。いま先生のお話になりましたのは、合理化事業団は即国家のようなお考えに近いように思うのであります。けれども、合理化事業団はやはり資金的の制約がございまして、これはいつの時代か知りませんが、これはいつの時代か知りませんが、合理化事業団といふのは営利会社でなくて、性格上天下の公器のはずだと私は思っております。したがってここに、法律によって、あるいは業務方法に従って業務を進めてまいりまして、当然に負担すべきものが生じまして、その場合に生じたものも赤字があったといつても、それをもって合理化事業団の理事者を責めるべきものではないのではないかと。合理化事業団に国の代行機関たる使命をもし与えておるとするならば、その損失額は合理化事業団に補てんなりなんなりして、それでこそ初めて責任が一貫してとれるのであ

て、それを責める時代があったようにも私は聞くものであります。それから国会と政府の最高の御意思の判断にお従い申し上げたというふうに考えておるわけでありませぬ。

もう一つ、私の感じでは、前の方法、旧方式が正当であったとしたらば、新方式に直せば、新方式はより以上有力な法律的根拠、財政的根拠がなければならぬはずである。あとがよければ前のほうは当然間違いであって、前がよければあとのほうは当然おあつて、何もギリギリの論理学を学ばなくてもわかることだと私は思っております。おりましたけれども、最高の国会の御意思に従って進んでおつて、その結果、無権者鉱害に別途の手が差し伸べられて、いろいろ滝井さんの御指摘のような付随的な問題は、何とかして解決したいと思っております。

○佐藤参考人 先ほどの滝井先生の問題ですが、契約当時にも鉱害原因があつて、その鉱害原因をもとにして契約が結ばれておるといふことであれば、当事者が請求権を放棄したといふことだろうと思つておるのです。しかし新しい鉱害原因があれば、これは別だろうといふふうに理解しております。

○中村委員長 伊藤卯四郎君。伊藤卯四郎委員 天日さんにお伺いしたいのですが、天日さんがさっき公述されたとき最後に言われたこと、どうもちょっと聞き捨てならぬことだと感じたことは、いまの状態であれば事業団は破綻せざるを得ない、こういうことをおっしゃったが、なぜ破綻をせざるを得ないのか、どうすれば破綻しない復旧事業団の目的、使命を達成す

ることができるとか、それをよく簡単に言つてくださいます。どうもあなたの話を伺つておると、あれこれあれこれとあまり豊富であるのか、私はわかりませぬが、ひとつなぜ破綻するのかといふことを、はっきり端的におっしゃつてくださいます。それからどうすれば破綻しないで復旧事業団の目的、使命を完全に達成することができると、これだけをよく一言だけでよろしいですか、言つてくださいます。

○天日参考人 お答え申し上げます。端的に申し上げますと、破綻することばははなはだ奇怪な、過激なことばのようにありますけれども、計数から見まして私はそう感じないのであります。といひますことは、先刻申し上げた通り、いまのままで推移いたしますならばという前提条件を置いていることを御承知お願ひしたいと思います。いまのままでいふことは、いま想定されている今後の年々の九州としましての一般的な総事業量、その中の無権者鉱害の増大、割合のふえ方、またもう一つの要件といひましては、事務経費の補助等が、いまのままで率で推移したとすれば、また賦課金の率がいまのままで推移したといふこと、これらの現実の諸条件と今後の推移が想定されておる。そのままでいふとしたらば、数字的に申し上げたとおりの、究極におきましては二億幾らの不足を来たすといふことになりませぬ、わが事業団は出資金がある団体でもないでありますからして、当然のことといたしまして、残余財産が債務を完済するに足りなければ、これは破産の規定に従わざるを得ないといふ帰結になるわけでありませぬ、とい

ふ帰結になるわけでありませぬ、といふ

のが申し上げた趣旨であります。

しからばいかにしたならばそれが免れるかという事は、いま申し上げた中に当然含まれておられるわけでありませうけれども、現在の置かれた条件を直さず上げておれば、赤字を来たさないようにならば、破綻はいたしません。ですからバランスがとれれば破産いたさないという事は、この補助率の引き上げという事はいろいろな点で、要望いたしておりますけれども、困難な点があると思っております。一つこの点を先考しておるのであります。それは無権者被害は今後ふえても減りつこないといえますと、たとえば来年七億予想いたしても、諸先生の問ではそんなことで足りるか、もっと早く片づけたいとおっしゃれば、十億も十五億も用意しなければならぬということになる。そうすると、いまここでそのろばんをはじきますと、予想に属する部分が多過ぎますから、それを避けるためには、無権者被害の復旧処理の費用として払うべきものは、事業団の中に区分計算をいたしまして、それから減ることもなし、補うこともないというのと、バランス方式をもちましていたされれば、独立会計と言つて非常にきつたから、いま申し上げますように、事業団の中でその部分だけを別に計算して、よくある例でありますけれども、それがとんとんになるようにすれば、破綻に瀕するなんという事は喜んで撤去いたしたいと思っております。

○伊藤(卯)委員 ああなたのいろいろいままで国会側に出された書類もあ

すし、それから長々とあなたの能弁を伺っておつたんだが、いまあなたが最後に言われたその一番大事な点を、あなたがいままで出された書類なり、いままで言われたうちに、しぼつた点を書いてないが、その一番大事なことを何で忘れておられるのですか。一番大事なことを今度ひとつ入れて、それだけよくいいから、今後この点でどうしてくれば、復旧事業団の計画は、あるいは無権者、無資格者被害がこれだけふえていっても、これを何年計画で必ず完全に完成させることができるというふうなことを、しろうとわかりのするようになつてはつきり大事な点だけを——きょうあなたが言われたことは速記に残りますからよろしいが、そういうことをはっきり出してくださ

○天日参考人 ちょっと伊藤さんに申し上げておきますが、これは実は差し上げた最後のページの十行ばかりのところから出しておりますけれども、さわりを初めから出してしまつたとはいけませんので、これは戦術戦略と云つては恐縮ですが、質問をいただくことによつて皆さんの御認識を一そう深める戦術に出たということでありませう。

○伊藤(卯)委員 天日さんのその点は、いま私が言ったことをひとつ十分含んで、今後事業団の目的完遂のために、あまり政府に遠慮せぬで、どこにも遠慮しないで、あなた独自の立場なんだから、こうせなければおれどころの事業団の使命を果たすことはできないということは無遠慮に、大胆率直に要請されることをきょうは強く、今度私のほうからあなたに要請

しておきます。

それから佐藤さん、小さいことかも知れぬが二、三点ちょっと伺いたいのは、あなたのほうで買収取られた炭鉱で、大手のほうはないだろうと思うが、特に中小の場合に、買収取価格が安いというのか、あるいは未払い賃金がたまり過ぎておつたというのか、借金が多かつたというのか、それはそれだけの炭鉱によつて違うだろうが、とにかく山は合理化によつて買収取られた。それで今度は復旧の資金はこれだけ納入したいと思うが、なかなかそうはいかぬ、あるいは半分もない、あるいは半分もないというものは、結局無権者というか無資格者被害ということになるんではないか、その辺の点が、今度また天日さんのほうで受け取

らぬ場合になかなか容易でないという問題が一つあるんですね。そういうふうな取れない被害額というものが、総額どのくらいあるかということが一つ。それからもう一つは、たとえば山を合理化にかけて買収取つてもらつたところ、復旧の金を出さずして納付金をしてもらない。納付金をしてもらぬものは、それを納めなければ買収取つてやれぬ。それなら抵当物件が何かあれば、抵当を入れればそれでよ納めておらぬ。それだから買収取るとはできぬ。買収取るとはできぬといふことになると、今度は労働者は未払い賃金なり労働者の退職金ももらえないから、どこにも行けない。全くそのままの状態、それこそどうする

のがあるんですね。それからいま一つ

は、たとえば一億円で買収取つた。借金が十億円ある。この問題でいろいろ横やりが入ってくるために、労働者への未払い賃金、退職金というのがやれないので、労働者はそのまま動くことができない、こういう具体的な問題があるが、こういう問題の処理というものを、私には、やはりそれはそれ

のをもつて、これはこれで片づけてやるべきだと思ふのだが、なかなかそういっていかないことをわれわれのところによく陳情されてきておるが、こういう点の、いま私が三つあげたことが、どうしてできないのか、ひとつお聞き願ひたい。もしあるいは石炭局あたりが、石炭局長もおられるが、監督官庁のほうはなかなかやかましくて、それはそれ、これはこれで片づけてやるべきものをやらぬなら、ちょっと政府のほうに一言なかるべからずということになるので、これは政府のほうはあとでやりませうから、いいです。

それから、これはどこで答弁していただくか、たとえば合理化事業団にいまお話ししたような被害の問題で当然なにしてくれ、それから天日さんのところで復旧事業を当然やられる、それらが関連して産炭地振興の事業とも非常につながるわけでありませう。その辺について石炭局あたりから、あるいは合理化事業団、復旧事業団、あるいは産炭地振興事業団、そういうところではやはりこれは三者一体になつた話し合いの上でこの事業を進めていくというところが、この三者一体の目的を達成する、これが当面するこの重大な問題を解決する一つになる、そう思うのだが、そういう機関というものを構成されて話し合いをやられておるかど

うか。やられてなかつたとするならば、ちようど石炭局長がおられるが、石炭局長などが主力となつてそういうものをつくらして、三位一体になつてその解決をされるというところが非常に大事じゃないか。私はこう思うが、そういうことを天日さんや合理化事業団では話し合いをされたのですか。

○天日参考人 いま伊藤先生から御指摘の点につきましては、不十分かも知れませんが、従来も、たとえば買収上げ炭鉱についての復旧問題については、合理化事業団と私のほうで話し合

いをいたしてまいりまして、合理化事業団が買収上げられた炭鉱におきまして、たとえ一つ例として、合理化事業団が買収上げられた炭鉱におきまして、臨鉱法による復旧を希望するといふ申し出が被害者の間からありました場合には、その復旧費用の見積り等は、一応当事業団でいたすようにというふうな方式もきてあります。また、現地におきましては、両事業団の間におきまして、事務連絡、打ち合わせを相対しておるわけでありませう。産炭地事業団との関係におきましては、皆さんもお聞き及びと思つていただくと、たとえばボタ山をならして工場用地なり何なり造成する場合に、そのボタを利用して、陥没地帯に埋め込んで活用できないかというふうなことの指摘をよく受けるわけですが、この点につきましてもいろいろ考へておられますけれども、ただ、農地というものは、いろいろな耕作条件がございまして、ボタならボタをそのまま入れたのでは、灌漑力あるいは漏水力等が問題になります。いま九大におきまして、ボタを水田に入れるというのを試験されておられます。ただその場合、生ボタ

を水田に入れるというのを試験されておられます。ただその場合、生ボタ

ではいかぬので、一応火をかぶった焼きボタでなくちやいかぬということ聞きまして、これは科学的にも、ある専門家から私が聞いたところが、やはりそうでなければいかぬということ、逐次そういうことをやっております。

それから、通産当局から現地において、われわれ三事業団にしょっちゅう御指導もありませんし、これは余談でありますけれども、現地におきましては、四事業団のわれわれと局長が毎月一回寄りまして、忌憚なくお互いの希望とか、また役所が講じてほしいというところを申し入れてはおりますが、不十分な点はさらに充実してまいりたい、さように私は思っております。

○佐藤参考人 伊藤先生の第一点の問題を端的に申しますと、先ほど無資力となるところで、炭鉱が十九億と申しましたが、これに見合う鉱害留保額が四億一千五百万円、ちょうど二二%くらいにしか落ちておりません。それで御答弁になるかどうか……。

次は、納付金の問題でございます。この未納納付金、このものを整理交付金の対象にしないという意味ではございません。ただいま数字で申し上げますと、三十七年度の整理ワックが三百二十万トンでございます、その際の申し込みが五百六十万トンでございます。それから三十八年度は、四百八十万トンのワックに対して六百九十九万トンの申し込みがあった。したがって、納付義務を果たしているものから優先的にやっていくという措置をとったわけでございます。

それから、ただいま例で申されました、一億の交付金額で十億円の災害があった場合はどうするかということでございますが、各省の次官通牒によります債務処理要領がございます。原則的なお話を申し上げますと、一億の三〇%は一般債務の財源に充て、あとの七〇%は未払い賃金と鉱害債務に充てる、こういうことをやっているわけでございます。それで、一億の三〇%、三千万円で十億の債務処理をする、こういうところに非常に問題があるように思いますけれども、どうせとれない見込みの炭鉱であれば三千万円でもがまんするというようなことで、債務処理でスクラップが困難だという事例はありますけれども、そのためにスクラップにならないという事例はあまりないのじゃないかというふうに思っております。

それから、第四の点につきまして、天日さんからお話ございましたが、事務的には通産局のほうに閉山処理部というのがございまして、そこ私のほうと復旧事業団の事務担当者が常時連絡会をやつて、緊密な連絡をとっております。

○中村委員長 多賀谷君。
○多賀谷委員 二、三点お尋ねいたしたいと思つて。

「鉱害賠償基金をして鉱害復旧事業団に対し復旧工事資金の貸し付けを許すこと」、これは天日さん、と言つても二人おられますが、鉱害賠償基金理事長の天日さんということが出ておる。その考え方は賠償基金をつくられた趣旨に反するものであると思つて、復旧事業団は政府の資金を直接お借りになつたらよい。この賠償基金というの

は、民間の会社に資金を貸すためにつくつたものである。それを復旧事業団が横からその基金をよこしてくれと言つたら、民間の資金は枯渇するわけでしょう。あなたのほうは毒にもならぬからそういうことをお出しになつたのだと思つても、これはむしろ、九州鉱害復旧事業団の理事長が書くならよいが、賠償基金の理事長がそういうことを言ったのでは、これはけしからぬ話である、私はそう考える。その考え方は制度を乱すものです。

もう一つは、工事立てかえの場合ですが、これこそあなたのほうの復旧事業団として主張をして、ころがし式ではなくて、やはり財政投融資を受け、むしろこういう制度の確立が必要ではないか。長期資金の借り受け制度を確立する。そうしないとどうにもならぬ。もう一つは、それだけではできぬわけだ。あなたのほうの復旧事業団がやるなら金を借りて将来返せるかといへば、ちょっと返す方法がない。事業費の立てかえならよい。しかし普通の、どうにも苦しいから金を借りるという場合には、返すめどがない。これは補助率を上げなければ返せない。一般会計から金を支出しなければ返せないという問題がある。工事の立てかえの場合は直接、長期資金の借り受けを政府からする、こういうことが必要ではないか。あなたのほうは両面を陳情されているけれども、賠償基金から復旧事業団に金を貸すなどということ、この制度そのものに対する背反ではないか、こう思つておられます。

それから、先ほどから皆さんの間で議論になっておりました例の旧方式、新方式の問題であります。佐藤さん、あなたはたしか鉱害課長であつたから御存じのように、大体事業団にも連帯責任があるということでは法律は了承されたのです。ですから、どうにもならぬ場合には、最終的には政府、政府といへば合理化事業団が連帯保証をするのだから、そういう方式でもよからうということ、合理化事業団がある程度金を政府から受けて賠償の任に任ずるのだという前提があるわけですから、法律制度としては、ところが、その合理化事業団が、要するに交付金の中で処理しようとするから問題が起こっているわけだ。ですから、一体いままであなたのほうで交付金の留保額以上に一般会計からもらった金は幾らあるのか、これをひとつお聞かせ願いたい。

もう一つは、石川さん、三村さん見えておられますが、仲介あつせん人として、いまの制度ではほんとうに仲介あつせん人の機能が果たされておるかどうか。ともかくきわめて複雑で、しかも利害関係が対立し、そうして鉱害の認否についても、また、その操業の行なわれた時期についても非常に長い。そういう中で、あの程度の機構で、はたして十分なる機能が果たされておるかどうか、これをひとつお聞かせ願いたい。

○佐藤参考人 いま先生のお話しの、旧方式、新方式についてのお話なのですが、旧方式は確かに連帯責任を前提としての立法であることは、これは間違いないと思つておられます。それで、連帯責任の義務を果たしてまいつたわけです。その場合に、一般会計から幾ら補てんしたかという御質問なんですが、これは一億七千万円ほど補てんいたし

ております。それから新方式については、これは連帯責任というものが法律的にないのでございまして、これは別に一般会計から補てんという事実はないと思つておられます。

○三村参考人 ただいまお尋ねの、和介仲介員の制度を、現行のままでもいいかということですが、いまの制度ではほんとうの解決ができていない。もちろん鉱害理論は相当確立されてはおりますが、その土地、あるいは採掘年次、状況等でかなり変わつてまいつておられます。ただ鉱害影響線が六十度とかあるいは五十五度とかというようなことだけでは解決せられないのが現状でありまして、特に地下水等に關します限り、もっと鉱害理論が究明されなければ、ほんとうの鉱害認定ができないといううらみを持っております。私どもはかねがねこのうらみを持っております。私どもはかねがねこのうらみを持っております。私どもはかねがねこのうらみを持っております。

和介仲介員の人数というふうなものも不足しますし、また通産局の陣容を見ても、まして、われわれから見ても、多少手不足ではないかというふうにも感じられますので、そういう点を補つていただければ、もう少し進んだ仲介和解が出ると同時に、また、和介仲介は拘束力を持っておりませんので、もう少し強い、裁判にまでいかないでも、和介仲介員が中正な意見を出しましたら、法的まではいきませんが、もう少し強い方法にしたいと思つておられます。もっと解決が進むと考へておられます。

す。

○石川参考人 私は三村さんと少し意見が違っています、いまの仲介案に拘束力とかそういうものを持たしたときには、とんでもないものができます。たった一ぺん現地調査に行きまして、あれは鉾書だといって額を決定する。そんなことよりも——私はむしろいまの状態がいいんだ。しかし、その裏づけを考えなければなりません。一ぺん出ますと、そのうしろはどうなっているかという、事業団の関係、あるいは個人の関係、この資金面を考えなければなりません。これは全くゼロです。私は七十にもなりませんから、もうすぐ死ぬのですが、いままでもうそれを言っておく、被害者のほうに、あれはこういふふうなものだ、鉾書的にはこうだ、科学的にはこうだといふようなうそは言っておきませぬ、死ぬ前にはほんとうのことを言いたいのでございませぬから、そういうふうな国が責任を持ちまして、金を出して、良心的に復旧をしてくれないと困ります。

○天日参考人 いま先生から、おまえの考え方は間違っているじゃないかと御指摘いただいたのですが、これははなはだ僥倖な申し分でありませぬけれども、私のいまの心境ではそれほど間違っているとも思いません。これはうそを申し上げるわけにいきませぬから、正直に言います。というのは、お話しのごとく、鉾書復旧事業団が直接に政府資金を借りられればよろしいわけでございます。戦後借りておいたのであります。従来借りておいた金は、炭鉾の納付金に立てかえる分という条件つきで借りておいたという制約があるのであります。今後延納に充てる資

金は貸さないという構想がいま出てくるわけですね。そうしますと、復旧事業団としましては、ことに無権者鉾書の農地の大量な工事などは、稲を刈り取ったあとの一月から三月までの短期間では済まざる完了が困難なので、できるものならば春工事でも、あるいは夏工事でもいたしたいのであります。もっと早く工事に着手しなければならぬというためには、補助金が下がるのを待たずに工事に着手しなければならぬ。しからば補助金が早く下がる手続をとつたらいいじゃないかとおまえたちが怠慢じゃないかと言われますと、ほんとうの現実を暴露したくありませんが、実施計画の認可までに要した日数等も私は調べたものを持っておりませぬ、認可が必ずしも一週間や十日でおりないのが現実の姿であります。そこで基金は、大蔵省から融資ワックを認められることとなりまして、基金のほうで貸していただいたので、基金から鉾書復旧事業団に一時の工事資金を貸すこととしたし、特に無権者鉾書の復旧の促進に資したい考えであります。先生が御懸念になっておられるように、民間会社にいく金を横取りするといふ考えは毛頭ございませぬ。必要な分だけよけいに貸していただいて、補助金が下がったらお返しする、善意に出しておることでありませぬから、その点はどうぞ……。

○細谷委員 きわめて事務的な質問と、それから資料をお願いしたいと思っております。

第一は、天日さんですか、きょういただいた資料の四ページ、貸し出しの条件、二年据え置きで三年償還とあるが、利子はどのくらいですか。

それから、鉾書のほうの六ページの表があります。年度、全事業量、無資力復旧工事、割合とあって、四十三年になりますとこの割合が五三・一％になっておるので、全事業量は半分になっておる。鉾書は全事業量が減るどころでなくてふえなければならぬのに、どうしてこういう数字になったのか、あるいはこれは私の思い違いかもしれないが、それをお願したい。それから、藤先生が質問いたしました法定支払い義務が追加された、そういうことなり、あるいは無資力、無権者の増大で百分の四・二か四・三、プラスアルファを考へると四・五だ、これも書いてあるのですが、これだけで資料としてあまりにもぼろぼろとしておられますので、項目ごとに積算された資料をいただきますと、私どもとして判断できるのじゃないか。

柴田課長にお願したいのですが、先ほど臨鉾法等についての問題点というところいろいろあげられたのですが、資料としてお願いしたいのは、二十九億円程度の無資力関係のものがあつたが改正してもらいたいと言つた、地方財政に関連した問題として、交付税がこうなるから純負担はこうだといふことだけ聞きました。これだけではちょっと判断に困る。もっとわれわれが的確に判断できる資料をひとつ、四点ばかりあげられておられますが、それについてぜひ詳細な資料を出していただきたい、こういうことでございます。

○天日参考人 第一の利息の点でありませぬけれども、いま貸し付け利息は六分五厘といたしております。それから預かった金につきましては、四分五厘の利息をつけるという利ざやの関係になっております。積み立て金につきましては、細目について申し上げますと、取り戻した供託金もその法律そのままで二分四厘かの利息がつくといふことになっております。

それからもう一点、資料の点でありますけれども、それは便宜三十九年、四十二年、四十五年と、概観するため省略いたしましたので、もとより途中の表を持つてのことでありませぬ。しかし四十何年になって事業量が半分になり、非常に背筋に当たつたお尋ねでありませぬ、これは実は別途申し上げますけれども、現在あるところの想定が、そういうふうな段階でいくといふことに言われておるのであります。それをとりまして、したのであります。これは私の空想ではなくて、一つの想定からきた、そういう表があるところにあるので、それをとってきたのであります。毎年度出して見ておられますけれども、それを全部あげたのでは、ごらんになるのにならぬと思つて、三年だけ、特種の大勢観察に資するため申し上げたのであります。表は持つておることを申し上げておきます。

○柴田参考人 細谷先生のお尋ねの資料でございますが、臨鉾法の問題点についての資料は、私のほうでつくって差し上げますが、先ほど無資力鉾書が二十九億と申しましたのは、これは私が資料を持つておるわけでございます。

んで、ある席上で、責任のある方から聞いた数字でございますので、内訳を申し上げるということにつきまして、御了解を取りつけ得れば差し上げられますが、もし御了解が取りつけられなかつたならば、お許しを願いたいと思ひます。

○中村委員長 この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多用中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

なお、天日光一君及び佐藤京三君の両参考人には、御多用中まことに恐縮でございますが、明十二日も参考人として、午前十時三十分には御出席いただきたいと存じますので、よろしくお願ひいたします。

次会は明十二日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十三分散会

昭和三十九年三月十六日印刷

昭和三十九年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局